# 特集《能力担保研修》

# 座談会

# 能力担保研修に関する歴史と 将来を展望する座談会

# 平成 24 年度 日本弁理士会研修所

開催日 平成24年9月19日

#### 出席者 牧野利秋 弁護士・弁理士

これからの知的財産分野の研修のあり方を考える 懇談会 座長(平成13年度)

能力担保措置ワーキンググループ 座長(同) 能力担保措置の実施に関する研究会 座長(同) 特許権等侵害訴訟実務能力開発調査委員会 委員 長(平成 14 年度)

特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修 講師(平成 15~18 年度)

#### 小松陽一郎 弁護士・弁理士

特許権等侵害訴訟実務能力開発調査委員会 委員 (平成 14 年度)

特定侵害訴訟代理業務試験 委員(平成 15~20 年度), 同 部会長(平成 21~23 年度)

特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修 講師(平成 15~21 年度)

## 村西大作 弁護士

特定侵害訴訟代理業務試験対策ゼミ 講師(平成 16 年度~)

民法・民事訴訟法に関する実力養成研修・特別基 礎研修 講師(平成 16~21 年度)

民法・民事訴訟法に関する基礎研修 講師(平成 17年度~)

# 村木清司 弁理士

元弁理士会研修所 所長(平成 14~15 年度)

#### 幸田全弘 弁理士

元弁理士会研修所 所長(平成 16~18 年度)

#### 真田 有 弁理士

弁理士会研修所 所長(平成 23 年~)

司 会 伊藤高英(前弁理士会研修所 所長)(平成 19 年 ~22 年度)

> (弁理士会研修所ワーキンググループ 座長)(平成 23 年~)

オブザーバ 八木秀人 (日本弁理士会研修所 副所長) 高橋洋平 (日本弁理士会研修所能力担保研修部 部長)

サポート 野崎俊剛(広報センター 会誌編集部 副部長) 中村雅文(広報センター 会誌編集部 委員)

#### 目次

- 1. 能力担保研修制度の黎明期
- 2. 基本テキストの準備・国家試験の準備
- 3. 能力担保研修を実行するための準備
- 4. 第1回能力担保研修の実行
- 5. 補助教材の採用
- 6. 能力担保研修の試験の合格率の推移と合格率向上の対策
- 7. 能力担保研修制度の将来の展望

## 1. 能力担保研修制度の黎明期

【伊藤】 それでは、定刻になりましたので、平成24年度の『パテント誌12月号』の特集、能力担保研修(1)に関する歴史と将来を展望する座談会を開催したいと思います。



今日. 司会を仰せつかって

おります研修所のワーキンググループの座長をしております伊藤高英と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の進行につきましては、次第等に合わせて進め させていただきたいと思います。具体的には、能力担 保研修、それから能力担保研修の後の試験、それから 付記を受けた弁理士の先生方の活躍、それから将来の 展望について、皆様方からいろいろなお話を承りたい と思います。

そして、今後の能力担保研修の制度の進行に対して 何らかの貢献ができることになれば幸いと考えており ます。

最初に、このテーマの次第に従いまして、平成13年

度までのところの能力担保研修等の制度についての動きについて、皆様方から自己紹介を兼ねてご発言をお願いしたいと思います。

最初に、牧野利秋先生にいろいろなお話を承りたい と思います。

先生、よろしくお願いいたします。

【牧野】 弁護士の牧野でご ざいます。私がこの能力担保 研修制度に関与したのは、最 初に当時の及川耕造特許庁長 官の私的懇談会という形で、 「これからの知的財産分野の 研修のあり方を考える懇談



会」が平成12年に発足した際、座長を務めさせていただいたときからです。この懇談会は、その名の示すとおり、広く各分野にわたるこれからの知的財産分野における研修のあり方を提言するという目的で設置されたものですが、この中で能力担保措置の基本骨格についての意見を述べています。その前ですが、ご承知のとおり、司法制度改革審議会が平成11年から月2回ぐらいのスピードで審議をしておりまして、その司法制度改革審議会に対して、工業所有権審議会法制部会長であられた中山信弘先生が弁理士に知的財産関連訴訟における訴訟代理権を付与することについて、司法制度改革審議会での審議を要請されたという経緯がございます。これは幸田さんがご存じと思います。

【幸田】 後ほど、司法制度改革委員会の立ち上げについて、少しだけお話ししようかと思っています。

それで、この特許庁長官の私的懇談会(以 【牧野】 下「長官懇談会」)は、中山信弘先生をはじめ、三村量 一東京地裁部総括判事, 片山英二弁護士, 小池晃\*弁理 士会会長,産業界から堀場製作所の石田耕三専務取締 役. 光合金製作所の井上一郎所長. リクルートの河野 栄子社長. それに. 日本消費者協会の長見萬里野理事. 馬場錬成元読売新聞社論説委員, 知的財産研究所の吉 田豊麿専務理事(肩書きはいずれも当時のもの、以下 同じ。) に委員になっていただき、平成12年7月19日 に第1回, それから8回の議事を経まして, 平成13年 6月18日に報告書を提出したという次第です。この 報告書の提出の1週間ぐらい前の6月12日に司法制 度改革審議会の意見書が出されて、その中で弁理士の 特許権等の侵害訴訟(弁護士が訴訟代理人となってい る事件に限る。) での代理権については、信頼性の高い 能力担保措置を講じた上でこれを付与すべきであるという意見が表明されています。

この意見書が出る前の司法制度改革審議会での審議 の中で、当時の弁理士会会長の村木さんが弁理士会の 立場をご説明されたというのがございましたね。

【村木】 はい。弁理士は何をやっているかというのを審議会のメンバーの方に説明をしました。少し話しがそれるのですが、その中の1人にあの有名な作家の曽野綾子さんがおられて、まじめな顔をし



て、"会長さん、私の親しい友達数人に「弁理士って 知っている?」と聞いたら、誰も知らないと答えた。 それから、「それじゃあ、アメリカのパテント・アトー ニーって知っている?」と聞いたら、全員知っている との答えでした。会長さん、弁理士という名前が悪い のじゃないですか"と、さらに、"弁理士さんが非常に 重要な仕事をやっているのはわかるんだけれども、弁 理士という名前はあまり知られていませんね。弁理士 という名前をお変えになった方が良いのではないです か"という話がありました。弁理士法改正の話をする ときに、必ずその話をすることにしています。その当 時は、曽野綾子さんも弁理士という名前をご存じない 状況でした。もちろん特許とかそういう制度は知って おられました。当時は、そういう状況でした。そこで 弁理士は何をやっているのかということを説明しまし た。単に特許・商標等の権利をとるだけの資格では不 十分で、紛争になったらどうするのとか、権利をどの ように利用するのか等、ある程度先の話までできる資 格でないと困りますということを審議会の皆さんにお 話をしました。わかっていただいた方と、わかってい ただけなかった方の両方がおられるんですけれども. それでもアメリカのパテント・アトーニーを皆さんご 存じでしたから、そういう資格なら日本にも必要ね と、そういう意味では、ある程度は理解していただい たのではないかと思っています。日本の弁理士も侵害 訴訟などに携われる資格が必要である旨をお話しまし

ご質問に対するお答えになっているかどうかわかり ませんが、そのような状況でした。

【伊藤】 ありがとうございます。

【牧野】 もう少しお話ししますか。

【伊藤】 ええ、もう少しよろしくお願いします。

【牧野】 そういう経緯があって、司法制度改革審議会の意見書の案の段階で既に弁理士の共同訴訟代理を認めるというのが入っていて、これがそのまま最終意見書になるだろうという見込みがあったものですから、これを前提にして、長官懇談会では能力担保措置の骨格を決めて報告書にそれを織り込んだということです。

もうちょっと詳しく申しますと、長官懇談会の報告 書では、能力担保措置のアウトラインとして、特許権 等侵害訴訟における訴訟代理権の取得に意欲を有する 弁理士を対象とする、担保措置は研修とその効果確認 を主たる目的とする試験により構成する、研修内容 は、民事訴訟に関する実務的なもの(民事訴訟実務に 関する講義及び模擬事例を用いた演習形式の研修等) を中心とする、研修の骨格等は国が定め、その実施主 体は日本弁理士会<sup>(2)</sup>とする、試験は研修修了者が民 法、民事訴訟法の基本的知識を備え、かつ研修内容を 習得していることを確認するために国が実施する、す なわち、国家試験として行うということが示されたと いうことでございます。

【伊藤】 なるほど。

【牧野】 それで、このアウトラインに沿って、能力担保措置をどう具体化するかということで、今度は藤田昌央特許庁総務部長の私的懇談会として「能力担保措置ワーキンググループ」が発足いたしました。委員として、中山信弘先生、飯村敏明東京地裁部総括判事、阿部一正知財協常務理事(新日鉄知的財産部長)、定塚誠最高裁事務総局行政局第一課長、小池晃\*弁理士会会長、竹田稔弁護士、吉原省三弁護士と小生です。吉原省三先生は、さまざまな有益な意見を出され、これ以後、中心的な役割を果たされました。

長官懇談会と同じように私が座長を務めさせていただきまして、能力担保措置についてさらなる検討を加えて、平成13年11月28日に報告書として取りまとめました。これはあまり詳しく言っても……。

【伊藤】 能担の時間と、その辺あたりのことを ちょっと。

【牧野】 そうですね。このワーキンググループの報告書で、能力担保措置の前提条件として、弁理士が訴訟代理人となることができる特許権等の侵害訴訟の範囲を「特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は特定不正競争による営業上の利益」

に関する侵害訴訟とすべきこと、訴訟代理人としての 出廷形態としては、弁護士との共同受任で共同出廷と すべきこと、ただし例外的に一定の事由のある場合に 裁判所の認可により単独出廷ができることとするこ と、そして、担保されるべき能力として、訴訟全体の プロセスの概要及び自らの訴訟行為の効果を理解でき ること等とすべきこととされました。そして、このた めの研修及び試験のあり方を、司法研修所における当 時の司法修習及び2回試験のやり方を参考にして具体 的に決めました。研修については、当面3年間で1000 人程度の養成を目指す研修規模とされ、研修の総時間 数は、当初 120 時間とか 70 時間とかの案もありまし たが、確か吉原省三先生が大学の法学部での1講座の 年間履修時間が90分授業で30コマ計45時間だから、 研修生や講師の負担を考えるとこれに合わせてよいの ではないかと提案され、それで最低45時間とすると 決まった記憶があります。研修単位(クラス)当たり の受講者数は50~70人、講師は6人程度とする、研修 内容の標準化の観点から共通教材を用いることが決め られました。試験については、民訴実務についての実 践的知識を習得したかどうかを確認するため、論文式 で出題することとし、その中で、民法・民訴について の知識の習得の度合いを問う形式とするのが適当であ ることが決められました。この報告書の内容は、平成 13年12月の産業構造審議会知的財産政策部会で採択 され、それを盛り込んだ弁理士法の一部を改正する法 律が平成 14 年 4 月 17 日に制定公布されたということ ですね。

制定公布前には、さらに具体的な研修の内容を決めるために、澁谷隆特許庁総務課長の私的懇談会として「能力担保措置の実施に関する研究会」が立ち上がりました。委員は、吉原省三先生のほか、いずれも弁護士である富岡英次、美勢克彦、毛利峰子の各先生と私で、また私が座長を務めさせていただきました。能力担保措置を構成する研修についての研修科目の内容、必要となる教材の骨子等の具体的内容について策定し、これが平成14年3月に報告書としてまとめられております。

それで、その後は教材づくり等の話になっていくわけです。

【伊藤】 はい、そうですね。教材づくり等は平成 14 年度のお話のところでお伺いさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、小松先生、牧野先生の補足等も含めながら、司法界からの期待等の観点からのご説明とご意見をいただけるとありがたいんですけれども、お願いします。

【**小松**】 弁護士の小松陽一郎です。

10年が経たちまして、最初 のころのことがなかなか思い 出せないんですが、私は、平 成14年ごろは日弁連の知的 財産制度委員会(当時は知的



所有権委員会,現在は知的財産センター)の副委員長,同15年は委員長をしておりました。そういう関係で,当時は私自身は外からというか,日弁連側から経過を見させていただいておりました。今,牧野先生からお話しいただきましたように,中山信弘先生や牧野先生らが中心となって,共同訴訟代理の制度実現のレールをまず敷かれました。そこから先は多少若い者もサポートせよと,こういうふうなことで同14年ぐらいからいろいろお手伝いさせていただくことになりました。

私ども弁護士会全体としては、ご承知のとおり、ギ ルド社会的な発想もありまして、弁護士法72条の、要 するに、弁護士の独占権ですね、これに固執して、訴 訟代理権を他の者がやるとは何事だと, これは司法書 士の簡易裁判所代理権のときも同じ議論がありました し、なかなか抵抗は激しかったわけです。しかし、私 ども知財実務をやっている弁護士は、我々だけでは事 件はできない、やっぱり弁理士さんの技術的サポート がなかったらあかん、そういう意味ではずっといろい ろな意味で蜜月時代が続いていましたので、知財関係 の弁護士はこういうふうに一緒になるということが決 まったら、それはそれでもろ肌脱いで協力させていた だこうということで前向きに取り組むことになりまし た。我々弁護士会としては、この制度が安定してス タートしていくようにとの期待感を持って精いっぱい やらせていただいてきたということになります。それ で順調に10年を迎えたのかなと、そんな印象を持っ ております。

#### 【伊藤】 ありがとうございました。

それでは、弁護士の村西先生、先生は、弁理士の若い人もいろいろご指導していただいている立場なんですが……。

【村西】 弁護士の村西でございます。今、制度が産声を上げたところについて、牧野先生から、初めて伺ったのですが、詳しい成り立ちというのをお聞きしまして、やはり1つの制度を始めるというの



はどれだけ大変なことかというのを思い知った次第で す。

それが近年の能力担保研修の受講者人数との関係で 言うと、せっかく作った制度なのにやや先細り感を感 じます。合格者の合計人数自体は非常に多くなってき ていますので、もっともっと活躍の場があってよいと 思いますし、盛り立てていく必要があるなと思ってお ります。

【伊藤】 ありがとうございます。

それでは、幸田先生、その辺の、先ほど、村木先生 からもちょっとお話がありましたが、弁理士からの期 待も含めて、この制度が始まるころの黎明期の話をい ただけるとありがたいんですけれども。

## 【幸田】 幸田です。

私は、平成11年の4月1 日に会長に就任して、4月13 日に衆議院の法務委員会で、 司法制度改革審議会の立ち上 げの是非について参考人とし て意見を述べろと、急に言わ



れまして、 当時の筆頭副会長の村木さんと相談して書 面を作成しました。基本的には、そのとき一番問題に なっていたのが知財訴訟の期間が大体3年から5年. 訴訟期間に比例して訴訟費用も非常にかかっていたと いうことと、それから、どちらかというと日本で訴訟 をやるよりはアメリカでやったほうが、 訴訟期間も訴 訟費用も非常に安くなるということで、裁判の空洞化<br/> が起こり始めているということをメインに話しまし た。背後には最高裁の人たちがずらっと並んだ記憶が あります。余談ですが、最高裁は、その後ドイツに裁 判官を派遣されるなど、訴訟期間の短縮のための努力 を相当されたようです。衆議院の法務委員会では、司 法制度にメスを入れるために審議会はぜひ立ち上げて ください、弁理士会としては全面的に賛成するとし て, その中で知的財産の保護は今一番大事で, これか らの日本にとっても大事なので、そこも対応してほし

いと話しました。

それから、3つ目に、知的財産紛争に関しては、裁判所における法律上、技術上の専門家が必要になるので、具体的にはその場では訴訟代理のことは触れていないですけれども、爾後ことあるごとにその話をしました。

その結果,工業所有権審議会,これは私の前の年からもう既に始まっていましたが,その中で知的財産専門サービス小委員会の中でいろいろなことを検討されて,最終的にはたしか平成11年12月22日だったと思いますが,第38回の工業所有権審議会総会において,弁理士の知的財産関連の侵害訴訟における訴訟代理等を提言するということで中身に盛り込まれました。それで,以降,実際には平成13年6月12日に纏められた,先ほど牧野先生が少し触れられた司法制度改革審議会において,特許等侵害訴訟における弁理士への訴訟代理権の付与,法曹の専門家の強化がそこの中でも謳われました。その後,村木先生が頑張って,村木先生,笹島富二雄\*先生,それから最終的にはその試験制度ができたのが平成14年にきちんと法整備がされたと思います。

それで、そのとき一番気になっていたのは、当時はまだ弁理士の数というのは全国で4,300人、今が約10,000人です。わずか13年で倍以上、規制緩和でものすごく増えましたが、それで、今の能担の試験で付記弁理士が随分増えています。現実には裁判の知財訴訟が特許等に関しては、大阪、東京の高裁に集中されたということで、地方の付記弁理士がなかなか活躍する場所がない。むしろ地方の弁理士が本来行くべきですけれども、費用と時間を考えたら、当然、東京だとか大阪にいる付記弁理士、それから弁護士に頼んだほうがいいということで、なかなかうまく活用されていないというのは極めて残念だと今は思っています。

後で、また今後のことがあるでしょうけれども。

【伊藤】 ありがとうございます。

村木先生,再登場で,黎明期のお話で補足していただければ。

【村木】 まず最初に、この制度が始まるときに研修 所長をしていたものですから、本日ご参加いただいた 先生を始めとしてご協力いただいた方々にお礼を申し上げたいと思います。さっき、数字が出ていましたが、最新のデータでは登録された付記弁理士の数は 2,913 人、ほぼ 3,000 人に近いようです。さっき牧野先

生がおっしゃったように、当初の計画では3年で1,000人ぐらいの規模でやろうということになっていましたが、その計算で行くと9年で3,000人ですから、現在10年たって3000人は、かなり目的を達成したと言えると思っています。

小松先生がおっしゃいましたけれども、何もないと ころに新しい制度を作っていくわけですから、先生方 に大変お世話になりました。それから、その他の講師 の方々にも大変お世話になりました。当時、弁理士会 にはこの研修を立ち上げるという大変な熱意があった ものですから、この制度は、特に研修の方法を考えそ れを実施する方々も、研修を受ける方々も、みんなが 一緒になって頑張って、でき上がった印象を持ってい ます。今日は吉原省三先生が参加しておられません が、牧野先生、小松先生、吉原省三先生のお三方には 本当にお世話になりました。吉原省三先生とは焼酎を 飲みながらいろいろお話をさせていただいたことを覚 えています。それで、講師の先生方、それから弁理士 会の中でも研修所の企画委員会, すなわちこの制度 (研修)をつくる委員会の方々がものすごい知恵を出 してくれまして、その中に伊藤先生や、川久保新一\*先 生がおられたのですけれども、本当に熱心にやってい ただきました。それから、弁理士会の事務局の方々も ものすごく助けてくださった。そういう方々のサポー ト、さらに特許庁と裁判所の多大なご協力がありまし た。このような熱意とご協力があって10年たって、 大体目的とした線まで来たなという気がしています。 初代の研修所長としては、まずとにかく感謝申し上げ たいという思いです。

当時は付記弁理士制度ができるかどうかわからない 状況だったわけですから、10年たって3,000人近い登 録者というのは、制度としては成功したのではないか と思っています。これが一番目の話しです。

次に、先ほど幸田先生がおっしゃった付記弁理士があまり特許訴訟に関っていないではないかというお話しですが、私は、受け取り方が多少違っております。冒頭にお話ししたように、当時は、まだまだ、弁理士は特許庁に特許明細書を書いて出せばいいじゃないか、そこまでの仕事でしょうというふうに思われており、争いになったらこれは弁護士さんにお願いして、弁理士が関与するとしても、せいぜい補佐人として関与すればいいじゃないかというような風潮でした。ところが、実際に最初に相談を受けるときは、発明者の

方、会社の方、いろいろな方にお会いしますが、いろいろなことを聞かれます。それなのに、ここから先は答えられません、それは弁護士さんに聞いてください。弁護士法72条があって、相談を受けられませんというようなことがよくありました。

それからもう1つ大きな流れがありました。弁理士 法の全面改正に引き続き、ずっとこの制度の改正をし てきた大きな流れというのは、さっきパテント・ア トーニーの話しをしましたけれども、アメリカでア トーニー・クライアント・プリビレッジ (Attorney-client privilege, 秘匿特権) の問題があっ て、 当時、 日本の弁理士に特許侵害の可能性等を相談 して、実際にそれがアメリカで訴訟になった場合に は、依頼者と日本の弁理士との間の文書でのやり取り は秘匿特権では保護されない、開示されてしまう。だ から、日本の弁理士には、少なくとも文書では相談を するな。相談するとすれば、アメリカの弁護士か日本 の弁護士に頼まないとだめだというようなことが随分 言われたんですね。知財を扱う資格としては、これで はいかんということで、日本の弁理士制度はこうなっ ていますという PR を重ねました。それからもう1つ は、個人的には日本の弁理士もその大半が侵害訴訟そ の他の裁判手続に出られる資格であれば、そういう秘 匿特権とかについてアメリカの弁護士も、 それから裁 判所も疑いを持たないであろうと考えていました。

当時は、そのためには、弁護士さんと同じような守秘義務や、いろいろなプロフェッショナルとしての信頼感、倫理、アトーニーとクライアント間の文書でのやり取りの秘密が法律上保護されるというような制度を、どうしても確立する必要があるというふうに思っていました。それは平成12年の法改正だけでは十分ではなくて、この付記弁理士制度ができて、付記弁理士が半数を超えればまず大丈夫だろう。7割になったら絶対大丈夫だと、そんなふうに思っておったわけです。ですから、とにかくお願いしてでも何でもこの制度を成功させることが必要だったという訳です。

当時の弁理士総数は 4,500 人でその中で 3,000 人の付記弁理士ならば 5 割を超えているんですけれども、今は1万人ですから、まだ 3 割にしかなりません。

その後の苦労も大変でしたけれども、まずこの制度 を立ち上げるときにご協力いただいた方々に感謝する とともに、我々も努力したことに誇りを持っていま す。ですから、訴訟に関わらなくても、ちゃんと依頼 者から相談を受けたときに、先まで見通した法律的なことも含めた相談に応じられる、そういう資格がある程度できて来たので、とても意味があったなというふうに私は思っております。

以上です。

【伊藤】 ありがとうございました。

【幸田】 ちょっと補足していいですか?

【伊藤】 どうぞ。

結局, 平成11年4月に基本的に弁理士が 【幸田】 専門知識を持っているよ、ということでやっていまし たが、7月以降、本格的に弁理士法の改正をするため に色々歩いて、特に日弁連とは警告書1本出すにも、 弁理士にはそういう権限がないということで、我々弁 理士に少し認めてください、契約の代理も然りだとい うことで進みましたが、実現しませんでした。しかし ながら、結果的には弁護士法72条に風穴があきまし たが、その前にも法務省の担当者にも、侵害訴訟の代 理権を弁理士に付与して欲しいということを話しまし た。その際、担当者との話では、要するに、弁理士は 何ができるのか、何を根拠に侵害訴訟代理を寄こせと 言うんだと強く尋ねられました。そこで、2年分の判 例, 判決の条文を全部引っ張りだして, 分けて列記し, これとこれとは弁理士は非常に弱い。これをカバーす るために、弁理士会は会員研修のために当時の金額で たしか2億円準備すると言った記憶があります。2億 円かけて不足している法律については弁理士会が責任 持って担保すると。だから侵害訴訟の代理を認めて欲 しいと要望しましたところ、そこまでやるのだった ら、本気だということが分かったから法務省としても 少し考えると。

弁理士の侵害訴訟代理については、当初は法務省も そうでしたが、日弁連も頑として受けいれなかったで すけれども、特許庁が間に入っていろいろ支援してく れまして、おおよその時間で、これぐらいの内容の研 修だったらいいだろうというところまでは話してくれ て、弁政連の協力もあって、政治家も比較的好意的に 我々を見てくれましたけれども、実際には日弁連が一 番頑強に反対して、絶対だめだと言われているなか、 最終的には法改正の中でいろいろ特許庁を中心にいろ いろ話してもらって、弁護士法72条の契約だとか、い ろいろな業務を取り組んでくれたのも、侵害訴訟の代 理を認めてもいいという要因にはなったんだろうと 思っています。 【伊藤】 ありがとうございました。

真田先生、最初の黎明期のところの弁理士としての 期待も含めて、自己紹介も含めてお願いします。

【真田】 研修所所長の真田 でございます。

私は、平成19年度執行理 事、平成20年度副会長を務めさせていただきましたが、 執行理事、副会長で研修所を 担当させていただき、その後



は平成21,22年度が研修所副所長,平成23年度から研修所所長を務めさせていただいております。平成13年当時は,弁理士が補佐人という立場だけだったのが,特定侵害訴訟代理権が弁理士にももらえるぞということで,これはすごくいいなと思った覚えがあります。それで,第1回目の能力担保研修を受けようと思いました。

当時,能力担保研修の時間45時間が長いのか短いのかというのを会派の中で議論をした覚えがございます。また,私は民法・民訴の基礎研修を大学で受講いたしましたけれども,民法・民訴の基礎研修と能力担保研修とを合わせて100時間強受けた後,所定の試験

を受けて、特定侵害訴訟代理権か得られるというのは、非常に弁理士にとってはありがたいなというふうに思ったような記憶がございます。

【伊藤】 ありがとうございました。

平成13年度いっぱいまでの能力担保制度についての黎明期のお話,各先生方から自己紹介をしながらお伺いいたしましてありがとうございました。当時の熱意が皆様方のお話を伺って私も感じることができて、改めて感謝申し上げます。

それでは、次に……。

【村木】 伊藤先生、伊藤先生も当時のキーパーソンで、副会長と、副所長をされておられたので、他の座談会出席者と同じように自己紹介と苦労話をしていただけるように提案します。

【伊藤】 すみません、突然の振りで何をお話ししたらいいのかと迷っておりますが、私は、平成13年度いっぱいまでのところは、平成14年度の副会長予定者ということで、執行理事として会務に参加させていただいて、牧野先生が座長等をしておられました当時の研究会等に村木先生と一緒に参加させていただいたことを覚えております。その中では、弁理士会側はさることながら、制度を立ち上げるための講師の先生



方、弁護士の先生方、裁判所の先生方の厚い温かい思いを持ってみんなで一生懸命つくろうよということが感じられたのが、黎明期における私の1つの財産かなと考えております。

また、そういうふうなことを経験したことから、平成14年度以降の制度の立ち上げについても、いろいろなアイデアが出て来まして、それを村木先生はじめとして皆様方にお話しすると、じゃあ、それでやってみようかというようなこともあって、いろいろなことが進んだ思いがあります。また、そのことをきちっと協力して制度を発足させるまでご尽力いただいた今日ご参加の弁護士の先生方並びに裁判所の先生方、特許庁の方、もちろん会の内部の先生方にも、村木先生と同様に感謝の念をずっと持っておりまして、足を向けて眠れないと考えております。

以上が私の自己紹介でした。

それでは、続きまして、平成14年度の話を行いたい と思います。

平成14年度につきましては、4月17日にこの法律が国会を通過したんですが、その法律については、この資料と、その後ろのほうに付帯決議もついている資料がございます。この辺りを国会への参加等もしていただきました村木先生のほうから、若干のご説明をいただけると当時の思いが伝わるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【村木】 さっき小松先生がおっしゃったように、当時、日弁連は非常に反対でした。ところが、知財に関係しておられる弁護士さんは非常に温かいエールを我々に送ってくださいました。それがうまくいった大きな理由だと思っています。ものすごく感謝をしております。

この法律が通る前に、主に弁政連の方々が単独訴訟 代理を獲得すべきであると強く主張され、何人かの政 治家の方もそれに賛成をされておられました。現在も その付帯決議のところに書かれています。当時、自民 党の中での会合があったときに、政治家の方々に弁理 士の侵害訴訟への関与の仕方にについて聞かれたこと があり、"弁護士さんと一緒に侵害訴訟手続をやりま す"と回答をしました。まだ時期尚早で、単独で訴訟 代理ができるほどに弁理士は育っていない。だから、 ここは一歩下がって弁護士さんと一緒にやりますと話 しました。そのときに自民党で弁理士を応援してくだ さっている政治家の方からは、「弱腰だ」と言われ、弁 理士会の中からも随分突き上げられ、なんでこんな大きなチャンスをつぶすのかと叱られました。しかし、そのときに一部の政治家の方々からはエールを送っていただいたけれども、実際の所は弁理士は民法や民事訴訟法などについて十分な知識を持っているとは言えないと当時考えていました。それで、自分の理事会でも何度も何度も議論をし、他の副会長の意思を確認し、それから特許庁ともすり合わせて、そのように決めました。それが現実になって、弁理士法の一部改正につながりました。法律に大体の骨格が出ていますので、それに従って、粛々としてやってきたという印象です。

ただ、一部法改正の時の付帯決議のときに、将来は 単独でやれるように指向すると記載されていますが、 これは弁理士会全体の意向であったと思います。これ はどういうことかというと、やっぱり依頼者から相談 を受けたときに、その発明を実施し、トラブルがあっ たときは最後まで解決できるような資格に将来してい くべき必要があると、皆さんが考えていたからだと思 います。これはアメリカだけでなく、日本もそうして いく必要があるという意味で、そのような付帯決議が ついたと思っています。

先ほどの話に戻りますが、現在の制度としては、弁理士も法廷には出られるけれども、弁護士さんと弁理士が、一緒でなければならない。これを10年か20年やって、その後、制度が変われば、また次のステップを考えて行こうということで、これがとにかく法律的、制度的な始まりであるという意味では、とても大きかったなと、そんなふうに理解しています。

【伊藤】 はい。ありがとうございます。

私も知財訴訟につきましてはいくらかの経験がありますが、やはりチーム力が高いほうが相手方に対しては優位に働くという実感がございまして、そのチーム力というのは何かというと、弁護士さんと弁理士さんとクライアント、この三者がびしっとチーム力でチームワークを高めたチームのほうがよりよく全てのことについて対応できて、自分たちの思いを達成できることを経験しております。そういうふうな意味では、この共同訴訟代理というシステムはとてもいいシステムではないかなという実感を持っております。ちょっとおこがましいのですが、そんな感想を述べさせていただきたいと思います。

## 2. 基本テキストの準備・国家試験の準備

【伊藤】 続いて、平成14年度につきましては、平成15年度から本制度を立ち上げて進めるというための準備になってまいります。その準備につきましては、大きく分けると2つありまして、1つは、特許庁、裁判所サイドの試験を実行するための準備のところ、それから弁理士会サイドの研修を実行するための準備のところと大きく分けられると思います。最初のほうのところで、平成14年度で特許庁と裁判所サイドの準備のことについて、皆様方にお伺いしたいと思います。

また最初に恐縮なんですけれども、牧野先生のほうから、いろいろな活動についての座長をしていただきました関係から牧野先生からお話しいただいて、小松 先生にも補足していただいて、村西先生にも、その当時、関与していらしたことについてお話をしていただけたらと思いますが。

試験のことは小松先生にお伺いして、テキストをつくったりとか、その辺のところを牧野先生にお伺いするということでよろしいでしょうか。

【牧野】 そうですね、はい。

【伊藤】 では、よろしくお願いいたします。

【牧野】 では、テキストづくり、翌年の実施を控えて、1年弱の時間でどれほどのものができるかというのは大変苦労したところでございます。特許権等侵害訴訟実務能力開発調査委員会というのができましたね。これは特許庁の事業として……。

**【伊藤**】 はい、そうです。特許庁の事業です。

【牧野】 この委員には小松先生にも入っていただいたし、名古屋の内藤義三先生にも入っていただいたし、それから……。

【伊藤】 毛利峰子先生, 富岡英次先生。

【牧野】 そうそう。

【伊藤】 あと、20名くらいの弁護士の先生方がチーム戦でテキストをつくっていただいて。

【小松】 テキスト①「特許権等侵害訴訟手続の解説」,②「特許権等侵害訴訟手続の解説〔別冊記録〕」,③「特許権等侵害訴訟の実務」,④「請求の趣旨と要件事実」,⑤「基本判例集」,⑥「法曹倫理事例集」ですね。

**【伊藤**】 6種ですね。

【牧野】 6種。そのほかに講師用の事件記録集というこんな厚いものも作りました。

【幸田】 厚さが5センチほどある。

【小松】 そうそう。

【**牧野**】 そうですね。それでは、まず、①「特許権等侵害訴訟手続の解説」と、②その「別冊記録」.....。

**【伊藤】** これですか。(保存してあったテキストを示す。)

【牧野】 これは、当時弁護士で現在は裁判官になっておられる嶋末和秀先生、山崎理恵子先生、毛利峰子先生、それと私で、解説と別冊記録と、それから補助ビデオのシナリオもやったわけです。

それから、③の「特許権等侵害訴訟の実務」、これは 当初「起案の手引き」と言っていたんでしたっけね。 美勢克彦先生、秋山佳胤先生、伊藤眞先生、小林幸夫 先生、飯田秀郷先生が執筆。

④の「請求の趣旨と要件事実」, これは富岡英次先生, 田中成志先生, 小南明也先生, 相良由理子先生。 小松先生は, 小池豊先生, 安田有三先生とともに,

⑤の「基本判例集」をつくっていただいた。

⑥の法曹倫理事例集は,内藤義三先生,永石一郎先 生,高橋隆二先生の御執筆。

それから,事件記録集という先ほど言った大きなものを吉原省三先生,岩坪哲先生,日野修男先生,尾崎英男先生。

そういうものを担当してつくり始めたんですけれど も、これが大変な作業でして……。

【小松】 時間が全然なかった。

【牧野】 特に手続というか。起案の手引きの関係は、司法研修所の……。

【小松】 『民事弁護の手引き』。

【牧野】 そうですね。これを参考にしましたので、 引用するには司法研修所の許可が必要だということに なっているので……。

【伊藤】 そうですね。最高裁の……。

【牧野】 それの折衝が大変でしたよね。

【伊藤】 はい、そうでしたね。

【牧野】 出典を正確に書くならいいというようなことで、やっと許可が出てというようなことがございました。

それから、あとは、やっぱりビデオ撮りですか。

【小松】 そうですね。

**【伊藤】** ビデオ撮りのところをちょっとお話しいただければと思います。

【牧野】 ビデオを作ろうということはいつごろ話が 出たのかちょっと覚えていないのですけれども、何せ 夏を過ぎていましたよね。

【伊藤】 そうですね。要するに、法廷の実際の情景が見えたほうがイメージとしてわかりやすいでしょうということで。

【牧野】 ということで、毎日映画社が製作するということになり、シナリオを作成するということになって。

【小松】 シナリオは、テキスト②の後ろにあります。

【伊藤】 先生,ここです。

【牧野】 そうでした。このシナリオは、毛利峰子先生が全部書いたんです。ただ、証人尋問のやりとりは、全部映像化したら長くなりすぎるだろうということで、主尋問と反対尋問の冒頭部分だけぐらいにして、あとはもう省略しようという話になったので、シナリオには入っていない。ところが、原告代理人が吉原省三先生で、共同代理人は……。

【小松】 川久保新一\*先生。

【牧野】 被告代理人は……。

【小松】 私。

【牧野】 小松先生と下坂スミ子\*先生。証人は被告申請の被告会社の技術部長ということで嶋末和秀先生が証人役をされました。それで被告側の主尋問が始まったら、小松先生がどんどん質問をされだしたんですよ。続いて原告代理人の吉原省三先生の反対尋問、それから、主任裁判官役の山崎理恵子先生の補充質問、全部アドリブでされました。このシナリオには全くない質問に嶋末和秀先生がまたちゃんとそれらしく答えるんだよね。

【伊藤】 さすがですね。

【小松】 そうそう。うそつき集団 (笑)。

【牧野】 やっぱりあそこは映像に撮っておいてよ かったです。撮影は11月でしたよね。

【伊藤】 11月23日の祝日です。

【牧野】 大泉学園の東映の撮影所でセットを組んで やった。監督は菊池亜光さん。私は裁判長をやらせて もらって、地裁の裁判長としては老け過ぎているのだ けれども、それで、右陪席に……。

【小松】 富岡さん。

【牧野】 富岡英次先生で、左が……。

【小松】 山崎理恵子先生,途中で右陪席が一遍変わる,内藤さん。

【牧野】 途中で裁判官が交代したときにどういう手

続をするのかということを撮ろうということで, 富岡 英次先生のかわりに内藤義三先生が入っていただいた というのがありました。裁判所調査官役は特許庁の谷 口雅之さん, 廷吏役は毛利峰子先生がされました。ま た, 東京地裁 29 部の清家徹也主任書記官がわざわざ 来てくださっておかしなところがないように助言して いただき, 元裁判所速記官の豊田茂さんが速記機械を 持参され, 速記官役で出演いただいたほか, 発明協会 の城水毅さん, 当時発明協会に出向されていたキヤノ ンの内尾裕一\*さんほかの方々が万事に気を配ってく ださり, 傍聴人役として出演もしていただきました。 あのときは寒かった……。

【小松】 当初は2日間の撮影予定やったんですが、 えらい役者ばっかしやったもんですからスムーズに進 んで。手帳を見ると平成14年11月23日(土)午前8 時15分に東映東京撮影所集合となっていました。終 わったのは午後8時過ぎ。

【牧野】 僕は風邪気味のこともあって疲れちゃった。

それで、映像は撮った後に、今度は編集がありますでしょう。これを私と毛利峰子先生と内尾裕一\*さんが、毎日映画社、竹橋の毎日新聞社のビルにあるんだけれども、そこに行って、編集は、12 月 20 日に、朝の10 時から窓のない編集室で開始して、終わったのが深夜 2 時。

【伊藤】 ありがとうございます。

【**小松**】 大変ご面倒をおかけいたしまして。ひどい 俳優ばっかしやったもんですから。

【牧野】 雑談だけど、毛利峰子先生、御自宅が北鎌倉でしょう。

【伊藤】 もう帰れない。

【牧野】 送っていかなければならない。あのとき、 誰がついていったのかな、忘れちゃったけれども。

それで、その後、今度はナレーションの音入れというのがあるんですよ。それが12月26日の朝10時から5時、ナレーターは菊池亜光監督御推薦の原さんというプロの方にしていただいて、映像と合わせる作業。それでやっと、「特許権等侵害訴訟第一審手続の流れ」というビデオが完成したんです。

これも雑談ですけれども、あのビデオは、主文朗読の部分を省略しているんですよ。

【小松】 ええ,これ,フェーズアウトでわからんようにして。

【牧野】 研修生にとって結論がどっちかというのを 考えさせようというので、「主文」と言ったら、あとは 音声なし。しかし、実際は言った……。

【小松】 実際は言うたんやけど、フェーズアウトしてもらった、声を消してもらった。

【牧野】 主文は「原告の請求を棄却する。|

【小松】 そうです。元々、侵害論だけで審理が終わっており、しかも中間判決か終局判決かは別にして 弁論終結と裁判長が発言するというシナリオでした。

【牧野】 そうしたら、小松先生、「勝ったー」と両手を挙げて。

【小松】 そこも削ったんですけれども。

【**村西**】 万歳三唱のポーズですか!その未編集のやつを見てみたいですね(笑)。

【伊藤】 いや、本当ですね。

余談ですけれども、下坂スミ子\*先生が、あ 【小松】 のときは総括副会長。それでお出になって、服をいっ ぱい持ってきはったんですよ。裁判所に出廷される場 面が春から冬にかけて4回あるから同じ服ではおかし い。服を着がえなあかん。僕らは面倒くさいからネク タイだけ2本ほどしか持っていってへん、やっぱり彼 女は女性ですから、 ちゃんといろいろ場面に合わせて 4種類持っていってはったんです。それで能力担保研 修の. 僕は A 講師をずっとやっていたんやけど. 毎年 ビデオを見て、さあ、あなたたち、被告代理人の女性 付記弁理士は何回服の色を変えたでしょう。分からな いのは集中力が足らんとか言うて、こんなことをやっ ておりましたね。いかに集中して事実関係を把握する か、これが裁判のイロハですとか言うてやっていまし たけれども。

【村西】 3回お色直しをされたのですね。

【小松】 そうそう。あと、あの当時がまだ権利の濫用やったんですよね。

【伊藤】 そうですね。

【小松】 今の特許法 104条の3ができる前でしたから、そういう意味では、また歴史的な値打ちのあるビデオじゃないですかね。

【村西】 確かに。

【牧野】 そんなことがあって、教材ができて、特許 庁に納めたのが翌年の平成15年の2月でしたね。

【伊藤】 そうですね。講師間会議のときには、もう揃っている状況でないといけなかったですからね。

**【牧野**】 すぐに印刷に入って。

【小松】 1月ぐらいから講師間会議が始まりましたから。

【牧野】 そうそう。

【伊藤】 そうですね。

【小松】 そのときにはできていましたね。

【村木】 テキストの準備とかで、皆さん、本業に差し支えられたんじゃないかと思うけれども、夏にテキストをこしらえて、その後、撮影とか、小松先生も判例の整理をずっとやってくださって、本業のほうには影響はなかったんですか。

【小松】 さあ……, あったでしょうね。

【牧野】 忙しかった。

【村木】 大変でしたよね。

【小松】 ただ、せな仕方がなかったですものね。もう法案ができてしまっている、来年からスタート、講師間会議はもっと早く入る、とにかく牧野先生らから「やれ」という、強力な命令。

【牧野】 講師の皆さんが同じテキストに基づいて、 各クラスで基本的に同じような講義をしないと、研修 生に混乱が生ずる……。

【小松】 そうそう。

【伊藤】 そこが一番のみそですね。

【牧野】 そのために、ちゃんと統一教科書をつくらないかんというのが前提でしたから。

【伊藤】 そうですね。

ちょっと余談ですけれども, 私, 「基本判例 【小松】 集」のデータを集めたんですけれども、ほんまは判例 要旨を自分でつくらなあかんのですよね。著作権問題 をクリアしようとしたら。ところが、とてもじゃない けれどもそんな時間がなかった。そこで、染野義信先 生、染野啓子先生が編著者をなさっておられる第一法 規出版の判例工業所有権法 CD-ROM 要旨検索から転 載させてもらいました。たまたまご主人先生と昔うち の父親が親しかったものですから、そんなこともあっ てか、弁理士会のこういうことでお願いできんかと言 うたら、気持ちよくすぐにご了解いただきました。ま た. 発明協会のご協力も得て知的所有権判決速報から も転載させてもらいました。ところが、その後どんど ん新しい判例が出ますでしょう。改訂するのに一々そ んな許可もとられへんし、どうしようもなくなり、今 ではほとんど過去の遺物になったかな。そんなことな いか。なお、その後しばらくは毎年新しい重要判例を 別途ピックアップして紹介するようにしていました。

【牧野】 あと、試験の準備。

**【伊藤】** あと、じゃあ、小松先生、試験のほうのお話を。

そうですね。試験の準備をしようとした 【小松】 ら、まずは具体的なスケジュールを決め、試験委員を 確保して、それから試験問題をつくるわけですね。試 験委員の確保いうのは、基本的には講師から選ぶこと でオーケーと、こういうふうにはなっておりました。 しかし、試験委員ですから、特許庁が、この人やった らいいよという人でなかったらいかんわけですね。 やっぱり特許庁は厳しいですから、実際に訴訟代理を 主任として何回も何回もやっている。こういう人でな かったらあかんわけですよね。そういう意味では、誰 にお願いするか大変な仕事です。ぶっちゃけて言えば フィーは思いっきり少ないし、そういう中で、よっ しゃ、やったげようという先生ですよね。弁護士から 言えば名誉職にもならん, しんどさだけがあるのが正 直ですけれども、そういう中で気持ちよくやってくだ さる先生を探すということが1つの大きな課題でし た。しかし、人選は、当時、吉原省三先生中心で頑 張っていただきましたので、スムーズに行きました。

問題は、2問つくる。大問と小問をつくる。この基本コンセプトは牧野先生方がお出しなさったわけですよね。それはいいんですけれども、実際にどんな問題にしたらよいのか。一番のネックは、新しく問題を作れと言われても作れるわけないので、過去の判例から持ってくるしかない。しかし、そうなると、いつも心配したのは、特許であれば明細書を書いたり補佐人になられた先生が試験を受けたら、俺やったらわかるわ言うて、そういう不公平感が出ないだろうか。だから、お亡くなりになっているかどうか調べようかとか、これは冗談ですけれども、問題選定が、商標、不競法も同じですけれども本当にたいへんでした。

それから、弁護士感覚で問題を出すと、思いっきり難しくなるわけですね。小問の民法、民訴は、正直、我々弁護士からしたら、イロハのイに当たるぐらいのレベルなんですけれども、実際に講師をやっていますと、失礼ですが、少し面白い問題を出したら殆どできない。それをどこまであまり難しくないものにするかという、このレベル設定が難問でした。1年目なんかは、実際に研修が始まって、すぐに反応を見てからやっていかなければいけませんでしょう、これが本当に涙、涙という作業でした。

平成15年2月ころの時点で、牧野先生方がおまとめになったものでは、1題2時間半やったですね。5時間でやるということでしたが、実際の試験は1題3時間になったんです。はっきり覚えていないんですが、実際に問題をつくって、これを解いていただこうとしたときに、これは2時間半では絶対に解けないやろう、時間が足らんだろう。また、年配の先生がいてはるから耐えられるやろうかという議論もしましたが、まあ、途中で休んでもらったらええし、短いよりは健康にはええんちゃうというふうなお話もしながら、3時間に延ばしました。

それから、採点をどうするのか。当然のことながら 公平でなかったらいかんわけです。採点者間に大きな ばらつきがあったらいけません。実際にインターネッ トでも公表されていますが、合格基準は、1題の答案 の得点は、ダブルチェックによる採点の平均点としま す。それから、2題の答案の得点合計が、満点合計の 60%以上であって、かつ満点の50%未満の答案がない こと、ここまでは公表されています。だから、60点を どこに設定するのか、これが非常に難しくて、本来は 60点は答えが普通にできている場合と、こうなってい るので、何をもって普通にできているのか、これも僕 らの目からすると、採点感想はいろいろ言えません が、なかなかそこは難しいところがございました。

ただ、ダブルチェックではやるものの、あまりにも 差が出るようなことがあってはいかんので、できるだ け内部で採点基準的なものを設けて、不公平にならな いようにはずっと心してきましたし、10年経過し、中 身は言えませんけれども、最近は相当精緻な採点基準 をつくって採点が行われているということになってお ります。

【幸田】 当時の採点のときに、小問のほうができていなかったじゃないですか。大きな問題より。

【小松】 今,合格点 60 点と申しましたよね。大問と小問の割合をどのようにするのかは公表しておられません。だから、なかなかそこはコメントしにくいところはあるんです。配点の問い合わせがあったりすると、いずれ公表される時がくるかもしれませんが、それにしても、やっぱり小問の出来が一般的には、幸田先生言われるように……。それでも最近はそうでもなくなってきたんちゃうかな。

【幸田】 試験が始まって当初何年間は、想定できないですよね。弁理士のサイドからすれば、大問は事件

に絡んで、言い分だとか何かあるから、それに沿って いけばいいけれども、民法の個別の条文について聞か れると、多分難しかったのだろうと。まだ十分な民 法、民訴の知識が足りなかったんじゃないかな。

【小松】 このあたりは、多分、村西先生のお話のところに出てくると思いますけれども、基礎の研修が充実してきているので、受験生からして小問が非常に難しいという印象は最近はなくなっているのではないでしょうかねえ。

ただ、幸田先生おっしゃるように、初期のころは、 我々からしたら……。

【幸田】 何でもないことですよね。

【小松】 多くは何でこんなもんわからへんのというような問題だと思いますが、やはりできが悪いと結果に影響していたんじゃないかなということも言われたりしますね。

【幸田】 あれ、当時、最初の試験は、補佐人として 経験のある人を優先した……。

【小松】 そうそう。

【幸田】 補佐人経験者が優先受験できたんですよね。

【小松】 ええ。

【幸田】 それが2年かなんか続いて……。

【小松】 5年間かなんかで5回以上やった人は最優先,全員オーケーということでなさった。

【幸田】 最初の試験は甘くなるはずだからと聞いていましたが、予想以上に厳しく、結果として合格率は60%前後じゃなかったですか。

【伊藤】 最初の年は67%ですけれども……。

【幸田】 80%以上は通るという話が流れていましたね。

【**村西**】 ロースクールみたいですね。通すよと言っていて。

【幸田】 そうしたら、どうも……。

【小松】 69%ぐらいでしょう。

【幸田】 いや, 最初に聞いていたのは, 80 以上は大体行く。

【小松】 80 以上。

【幸田】 そうしたら、試験問題に関し、補佐人経験のある人は、資格問題なのに能力、自分の経験に基づいて判断するから、違っているところが多分一杯あって、そこまで行かなかったという話があります。

【村木】 当時の流れでは、当時は侵害訴訟手続に加

わる弁理士が非常に少ないということが問題とされ、 実務経験のある人を優先して付記弁理士を増やそうということで、補佐人経験のある弁理士を優先的に研修 及び受験の機会を与えるという方向になったのですが、大きな事務所の所長さんを含めて、補佐人経験豊富な弁理士の方々が研修を受けた後の資格試験でばたばた落ちるものですから、研修所所長としては非常につらい立場にありました。絶対受かると言われたのに、おまえの言葉に騙されて、落ちて恥ずかしくてたまらんと随分しかられた記憶があります。

当時、真田先生はどのくらい補佐人経験があったんですか。

【真田】 私は補佐人の経験がありまして、優先されたと思います。それで、無抽選か又はかなり高い確率で受けられたのだと思います。

【村木】 優先の中では若手のほうだったから、合格率が良かった……。

【幸田】 補佐人経験者は自分の知っていることを書いて添付書類を無視したんですね。それで落ちたのが、経験している人ほど落ちています。

【**村西**】 出願代理人がまさに自分の出願したものですべったという「都市伝説」があるんです。

【小松】 えーっ。

【村西】 補佐人として侵害訴訟を経験していた方が、自ら出願代理をしたのに、もちろん問題はアレンジしているのでしょうけど、自分がやったとおりにそのまま記憶していることだけで答案を書いて失敗したという。定かではないんですが。

【幸田】 だから、基本は補佐人だから大丈夫だという前提があって、その補佐人というのは我流でやっているわけでしょう。例えば、補佐人になったときはこういうふうにして、こういうふうにしてというのは、教えを受けていないじゃないですか。だから、10人いたら10人全部やり方が違っていましたから。

【小松】 今, 話題に出ている点は, 『パテント』の 2004 年の Vol.57, No.3 のところに載っていて, Q & A……。

【幸田】 出ていますね。

【小松】 それによると、クエスチョンの4で、周りを見渡すと補佐人経験者の合格率が低く、未経験者のほうが高い。それで、これは制度の目的とする方向とは別の方向に進んでいるのではないかという、こういうクエスチョンがあって、これは誰が書かれたのか知

りませんが、研修所が半分怒りのような、これは補佐 人が侵害訴訟の一部分しか見ていなかったのか、そう でなければ、名前だけで実質的に関与していなかった ためではないかと推測されますと書いてあって、そう いう意味で主体的にちゃんとお勉強してねというふう なコメントが入っていますね。

【村西】 すごく忌憚のない回答ですよね。他の箇所で、出題についても、要は、何でこんなもの出すんだ、逸脱しているだろうみたいなことに対して、「そんなことはない」と。

【小松】 それこそ代理人になる資格がないというふうな回答をしたりして、これ、誰が担当のときでしたか。幸田先生ちゃう?

【幸田】 いや、僕はそんなこと書きませんよ。

【伊藤】 村木先生が所長のときですね。シナリオライターはどなたかはわからないですけれども。

【小松】 やっぱり最初のころですから、方向性を しっかりと出そうと思って、結構きついめにアンサー されたんじゃないかと思うんですけれども。

【伊藤】 はい。

【村木】 できるだけ多くの人に合格してもらいたいから、まず、できるだけ研修の受講生を増やそうとしたんですね。そのときに、大きな事務所の所長さんは年配の方が多いじゃないですか。俺は受けないとなると、若い方に積極的に受験しなさいとも言わない可能性が大きいので、最初、年配の方の専用のコースを考えたんですよ。思いやりコースというのをね。それを特許庁に話したら、とんでもないと怒られました。

【村西】 それ, あったほうがいいような気もしますね。

【村木】 そうしないと、弁理士が30人も50人もいる事務所では、ボスが受けないのに所属する弁理士に積極的に受けなさいとはなかなか言わないから、少し緩やかにして、間の休憩も長くとるとか、そういうのも考えますからとボスの方々を口説いたけれども、結果的には、思いやりコースはだめだったんです。

【村西】 それを引き継いで、私が、「思いやりゼミ」 を始めたという……。

【村木】 思いやりゼミがあるんですか。

【村西】 能担は2回受けられませんので、受験2回 目以降の重鎮の方々がたくさんいらっしゃって。知り ませんでしたが、そういう背景もあったのですね。

【幸田】 それで、やっぱり最初のときは、当たる講

師,要するに、クラス分けしていたでしょう。クラス分けについた講師の力量によってものすごく合格率が違っていたようです。例えば、小林幸夫弁護士のクラスは非常にいいけれども、他のクラスは違うとかね。だから、やっぱり試験を受けようとすると、初めて講師に出会ったときに、いい意味で教え方の上手なのと、普通に話される人とやっぱり差が随分出たようですね。

【村西】 小林幸夫先生は、それはもう厳しくやる、 そのかわり受からせる、といった感じで、あのころ、 かなり一生懸命に講義をされていましたからね。小テ ストをたくさんされたりとか。

【幸田】 そう。だから、話の内容を聞いていて、僕が受けていた講師と小林幸夫先生の担当する講座の人と話すと、話の内容や密度が違ってくるんですね。そんなところまで話しているの、こっちは聞いていないねというのは結構ありましたね。

【小松】 それを言われると、我々講師派遣側としては、できるだけいい人とは思うんですが、出だしのときは弁護士が100人を超えていましたので、全ての有名知財弁護士や教え上手な弁護士が引き受けてくれるわけでもないということがあったのかも。ちょっと忸怩たる気持ちもあるんですけれども。

【幸田】 中には、テキストをそのまま読んでいるだけで終わらした講師もいましたからね。だから、やっぱりそこで、いや、受けるほうも教えるほうも、まとまってやるというのは初めてだったんじゃないかな。

【村西】 メンバーを見ると、超豪華講師陣ですけれ どもね。

【小松】 そうそう。ほんまの日本の知財弁護士のほとんどがね。

【幸田】 ただ、訴訟に勝っても、教えるのが上手かどうかは別問題だというのがよくわかりましたけれどもね。

【小松】 なるほど。

【村西】 教えるほうも手さぐりだったんですね。

【牧野】 吉原省三先生も小松先生も日弁連に対して ものすごく苦労されて講師を集めてくださったんです よね。その辺の苦労話をひとつ。

【幸田】 人選も、東京弁護士会、東京第一弁護士会、同じく第二弁護士会に割り振り、全体のバランスが崩れないようにということも配慮しておやりになっていた。

【小松】 東京はそれぞれ三会がコアになっていて、 日弁連の委員会がかなり中心になってやってくれたの で、まあまあいけたんですけれどもね。

名古屋は内藤義三先生が、あの人格で頑張ってくれた。もともとはお亡くなりになった富岡健一先生が名古屋で知財をずっと支えておられて、いわばその門下生的なお立場ですので、1つのコアがあったわけですね。その先生方が率先して出てくれた。

大阪は、スタート当時は、まだ大阪に知財の委員会はなかったんですけれども、知財の研究会が複数あって、大阪はいつも、「おい、おまえ」言うて、研究会でみんなが親しくつき合っているので、いろいろな意味で小野昌延先生や村林隆一先生中心で頼みやすかったというふうなこともあって、多人数が必要だったので大変だったのですが、何とか行けたんですね。

さらに難しいのが講師の交替問題。

【伊藤】 そうですね、講師のね。

【小松】 数年過ぎてくると、いろいろな意味で、もう疲れたわとかいう先生も出てくるし、それから、日弁連が例の、あんまり長く推薦させるなとか……。

【幸田】 横やりが入った。

【小松】 特定の人が連続してやるなというふうなことがあったので、入れかえなあかんのですね。そうすると、そんなにたくさん知財弁護士はいてへん。そういう状況でいつも試験が終わってから12月か1月ころまでに、どうして次の人を選ぶのか苦労していました。途中で日弁連が弁理士会に、あなた方からは具体的な名前を挙げて推薦するなとか言われたでしょう。

【幸田】 お願いに行った際、私も、それ、言われました。

【小松】 そんなこともあって, いつまでも何か......。

【村木】 下坂スミ子\*先生が会長のときに,事件というんですか,私,その場にいたんですが,自民党の会議の場で,弁政連の方が,できるだけ早く単独訴訟代理を実現するべきだという発言をされた。要するに,付記弁理士制度が始まったばかりの翌年だと思うんですが,そのとき日弁連の副会長が来ておられて,それで戻って日弁連の役員会に報告されて,そんなことを言うなら講師全員引き上げるという話になったようです。その問題が研修開始期限ぎりぎりまで続き,それでもう2年目の研修・試験はなくなるかもしれないと思いハラハラしましたが,最終的には和解しました。

【小松】 その話、今だから言えると思うんですけれども、平成15年ですよね。下坂スミ子\*先生が会長のときですわ。ほんまに現実に日弁連が、共同訴訟代理が前提なのに、制度が始まってすぐ弁理士会が単独代理をみたいなことを言いだしたということで、約束が違う、全員講師から手を引けというふうなことを言っているというのが伝わってきたのです。

それで、私と吉原省三先生が会長に会いに行って、 いろいろお話をして、あと、弁理士会と手打ちされた というふうには聞いておりますけれども。

【幸田】 あれ、手打ちしたのは翌年だったでしょう。

【村木】 研修が始まるぎりぎりのタイミングで ......。

【小松】 だから、講師の推薦もできなかったんです。

【伊藤】 ええ、そうですね。

少し話を戻しますけれども、講師団で東京 【幸田】 と大阪を見ていて一番思うのは、大阪はある意味では 講師団が結束しているから、合格したら京都の○○ (有名なお茶屋)に行こう、というニンジンをぶら下げ て受験生を一生懸命努力させましたよね。だから、終 わって試験に合格したお祝いパーティーをやっても、 ほとんど講師の周りに合格者が集まっているんですよ ね。東京でパーティーをやっても、各人てんでバラバ ラで、講師は講師だけで集まっていて、それで受験生、 合格者は合格者だけで集まっている奇妙な光景を3年 見させてもらったんですよ。だから、やっぱり地域に よって、東京でも知財専門にやっていて講師をやって おられても、必ずしも受験生と、大阪ほど密な関係は 見られなかったですね。極めて不思議だなと思って印 象には強く残っていますけれどもね。

【小松】 あれ、出だしのときに1クラス、東京は60人だったんですね。大阪はどうしようかという話があったんですが、大阪はクラスは多めで50人にしたんですね。その後、人数が減っていっても大阪は少しでも講師と受講生との距離が縮まるように、いつも人数は少なくしていたんですね。そういう意味では、講師と受講生との距離感は短かったというのと、あと、やっぱりよくいわれるニンジン効果ですね。ニンジン効果ちゃうわ、何とか効果。

【村西】 でも、それが今の東西格差という問題が後 で出てくると思うんですが、大阪会場で受講される方 のほうが合格率が高いという, はっきりとした傾向が。

【幸田】 やっぱりあるのでしょうね。

【小松】 公表されている試験統計等からすると大阪 会場は8勝1敗のようですね。

【村木】 そうですか。

【幸田】 だから、東京の講師が別に力を出していないわけではないけれども、どうもパーティーをやるとそれが顕著に見えるんですよね。僕なんかも、通った人で若い人は極端に言えば知らなかったですが、講師は全部顔を知っていますから、どの講師のところに誰がどれだけ人数行くか、どうも見ていても講師は講師でバーッと集まって飲んで食べておられるし、受験生は受験生だけでやっているというのが極めて奇異だった感じがしますね。

【**小松**】 去年か、弁理士会でアンケートをとられたでしょう。

【伊藤】 はい。

【小松】 話が前後して恐縮ですけれども、結局、東京と大阪の一番の違いは、私的なゼミ、受講生間での私的なゼミは大阪はものすごい多い、そういうことが影響しているのではないかというのが弁理士会の資料を出された結果ではなかったですか。

【伊藤】 そうですね。私的ゼミで言えば、名古屋の 奇跡のデータというものがあるんです。これは、平成 21年に名古屋では17人が研修を修了していて、その うち14人が合格されたというものです。もうちょっ とよく聞くと、残りの3人は全員受けていないんだそ うです。だから、14人受けて14人受かったという 100%合格の年らしいんです。その年の10人は私的ゼ ミを組んでいたんです。その私的ゼミは、弁理士会が その私的ゼミの研修の場所の提供ということで、名古 屋の支部をどうぞ使ってくださいということで、安い 費用でできたので、その私的ゼミもうまくいって、ゼ ミ 10 人が全員で通ったというようなことで、ここの 年は名古屋は大阪と東京に分かれて受験はしているけ れども、全員が通ったというようなことで、私的ゼミ の重要性というのがあるみたいですね。

【村西】 東京もやってはいるんだと思うんです。

【伊藤】 そうですよね。

【村西】 ただ、若手の人で受験時代の仲間がそのまま持ち上がってゼミを組むという形になると、ベテランの方々は参加しにくくなっている面はあるのかもし

れませんよね。集まってみんなで答案を回し読みして などということが、いろいろなプライドや何やらとい うのもあってやりにくくなっているという。

【伊藤】 わかりました。ありがとうございました。

#### 3. 能力担保研修を実行するための準備

それでは、今度は平成14年の弁理士会サ 【伊藤】 イドの研修を実行するための準備のところの話を ちょっとしたいと思うんですが、先ほど、研修生を選 ぶところでということで、本来は、最初、500人が限度 じゃないのというような特許庁側のお知らせだったん ですが、村木先生がおっしゃられるように、なるべく 多くの方をということで、最初の年は1,300人を超え る希望者があって、それを800人くらいに絞ったとい うことでございました。私、そのときの担当をしてい たので、ちょっと説明させていただきますと、1.300人 を800人に絞るために、それぞれの補佐人経験が5年 で5回以上ある人は無条件でオーケー, 地方の人も無 条件でオーケー、それから、補佐人経験が1回から4 回の人は、枠の50に対して40はその人で、10はほか の人が入る、要するに、80%の抽選ですよという感じ で抽選率を変えていって抽選したんです。当該年度 は、笹島富二雄\*会長(当時)も申し込まれていまして、 笹島富二雄\*会長は補佐人経験が4回だったので、最も 抽選で落ちる率が低いところで……。

【小松】 落ちはったんや。

【伊藤】 そうなんです。これが 1,300 人から 800 人に絞られた人たちが、誰も、会長が落ちたなら私たちが落ちてもしようがないということの、とっても公正な抽選だったんですね。それはそこの抽選のシステムを考えていただいた研修所のスタッフの人たちにお礼を申し上げたいと、また、そういう天の恵みという抽選の妙があったということで説明させていただけたらと思います。

それから、この研修を受けるためには、基礎研修といいまして、民法、民訴を30時間、30時間、前の年に受けるとか、そういうふうなことをしないといけないんですけれども、その辺の仕組みをどんなふうにされたかというのを村木先生。

【村木】 伊藤先生が一番詳しいから。

【伊藤】 私からですか。

それでは、村木先生がかわって説明せよということ なので、ちょっと説明いたしますと、ここの資料にご ざいますように、弁理士会では、大学にお願いして研修をしていただくことになりました。東京、大阪、名古屋において、それぞれ大学において研修を実行していただくことになりましたし、それから、全国では、またビデオ等もつくって行うということになりました。せっかくですので大学の名前を申し上げますと、平成14年度は、関東で5つの大学で、青山学院大学、慶應義塾大学、中央大学、日本大学、神奈川大学、関西では立命館大学、関西大学、東海では愛知大学、名城大学の各大学で、それぞれ研修を実行していただきまして、それこそ全部で受講者は720名の方が民法30時間、民事訴訟法30時間の60時間の研修を受けられたということになっております。

このときの各大学のご協力があったので、平成 15 年度の 1,300 人の受講希望者が達成できたというようなことで、いろいろなことについてここの誌面を通じて感謝申し上げたいと考えております。

それから、能力担保研修の場所と期間についての説明を申し上げますと、研修の場所につきましては、平成15年度に実行したのは、東京、大阪、名古屋と中国・四国で行い、次の年度は、東京、大阪、名古屋と九州で行いました。

研修のインターバルを、最初のときは毎週1回ということで研修を企画していたんですが、それでは講師も受講者も大変だからということで、2週間に1回ということにしました。そうしましたら、北陸支部の先生方は、2週間に1回なら、東京もしくは大阪に行くことができるので、北陸で開催しないでもいいですよというような受講希望者の方々からのアンケートの回答がありましたので、そういうふうにさせていただきました。

それからまた、そういう骨格づくりのためには、講師の先生方のご協力もいただきながら、弁理士会の全国に説明会に研修所のほうで回っていただいて、当時の村木所長を代表者としながら、各地区でそれぞれ説明させていただいて、ご了解いただいたということになっております。

それから、弁理士会では、新しい研修ですので、懇談会というものをつくりまして、講師予定者の弁護士の先生方、もちろんここにいらっしゃる牧野先生、小松先生にも入っていただいて、合計7名の弁護士の先生方に顧問としての懇談会をつくりまして、その能力担保研修が十分に実行できるような体制づくりもしま

した。

それから、庁との情報交換をいつも密に行いながら 行ったというようなことがございます。

その辺のところで、真田先生のほうで、基礎研修を 受けられたのだと思うんですが、その辺の感想を一言 いただければ。

【真田】 私は第1回目の能力担保研修を受けたんですが、その前の年の秋に基礎研修を受けさせていただきました。今お話を伺っていますと、先生方が第1回能力担保研修の実施に向けていろいろご苦労されていたということがよくわかりました。私は、1回目の能力担保研修を受けるために、民法、民訴の基礎研修を、慶應義塾大学で受講しました。土曜日だったんですが、今思いますと、結構広い教室に大勢の方がいらして、かなり熱気があったと記憶しております。休まれる方も少なく、そういう意味では、熱心な人が多かったなという感想です。

【伊藤】 ありがとうございます。

パテント誌の記事によりますと、弁理士の民法、民 訴の受講に対する熱意に学校側が……。

【小松】 学長さんが。

【伊藤】 そうですね。学長さんが修了証を出していただくというようなセレモニーもしていただいたという学校もあったという過去の記事がありまして、今、真田先生が言った受講生の熱意というのは、講師の熱意もさることながら、受講生も熱意があったというようなことで、平成14年度は燃えていたのかなというような感じがいたします。

【牧野】 じゃあ、ちょっとよろしいですか。

【伊藤】 はい、よろしくお願いします。

【牧野】 講師の熱意ということをおっしゃったので、私が経験したことを申しますと、私は、B講師だったわけですね。それで、その事前準備というのがすごくて、何回も会議をするんですけれども、皆さん、忙しいから、1つに集まることができなくて、あとはメールでやりとりということで、『パテント』誌 2004年の Vol.57、No.3 に、私と毛利峰子先生が「B講義所感」というのを書いて、ここにも紹介されていることですけれども、例えば、第4回講師間会議の前々夜である7月8日の深夜から9日未明、そして同日朝に再開して夕方まで、起案添削を終えた後の議論が始まりまして、これはもっぱらメールでやりとりがされたんですけれども、僕はもうそれを拝見していただけです

けれども、美勢克彦先生とか、近藤恵嗣先生が問題を 投げかけられて、美勢克彦先生や、伊原友己先生や、 高橋淳先生がそれに対する反論を書く。すぐにまたそ の反論のEメールが返ってきて、そのやり取りが午前 2時、3時とかまさに夜中じゅうやっていくというよ うな、みんなあのころは熱く燃えて熱心に準備をし て、それで講義をしていたんですけれどもね。先ほ ど、幸田先生がおっしゃったように、研修生との間の 密接な関係というのがどうして築けなかったのかなと いう感じがしますね。本当にみんな熱心に、仕事に差 し障るんじゃないかと僕は心配するぐらい熱心にやっ ていただきました。

【伊藤】 本当にありがとうございました。

続きまして、平成15年度の第1回の能担研修実行ということで、研修側と、今度、試験というような両方があるんですけれども、まず第1回の試験のところなんですが、こちらは小松先生のほうで、いろいろと試験問題を先ほどお話しいただきましたが、実際の試験実行のときは、私の記憶では、10月の最終の日曜日だったんですが、平成15年度は前の日に新潟の中越地震があった日なんですね。それで、中越地震によって会場に来られない人がいる可能性があるので、当時の村木所長に相談して、何とか特許庁と連絡をとってくださいという話をしましたら、今の(弁理士会事務局)事務総長の畔上淳さんが当時の試験の責任者でいろいろと便宜を図っていただいたというようなことがありましたが、その辺、村木先生、どうだったでしょうか。

【村木】 すっぽり忘れて思い出せない。

【伊藤】 それで、一番問題だったのが新潟の先生方なんですが、新潟の先生方は、さすがに用意がいいんですね。前の日に東京、大阪に行って、ホテルにお泊まりになっていたということで、受験できなかったという方はなかったというふうなことでございました。

そういうエピソードもあるんですが、実際の試験委 員として、小松先生、いかがだったでしょうか。

【小松】 実は1回目だけは実際に試験場まで私も行きまして、1日中張りついていたんです。どんなことが起こるかわからへん。

ちょっと記憶があるんですけれども, 第1問, 特許 図面の線が, 最後の印刷のところでずれたんか, 見え にくかったんか, 問題を開いたあと, どこかから指摘 があったんです。答えに影響しないんですけれども ね。しかし、できるだけいらんことを考えてもらわんようにしようということで、黒板に、その図をかいてもらってチェックしたということがございます。

やっぱり中越地震の話もそうですし、それから、東 日本大震災のこともそうなんですけれども、特許庁と しては、本当に試験がきちっと行われるかどうか細心 の注意をなさっていまして、私も3年ほど部会長をや らせてもらいましたけれども、当然ではありますが試 験問題を厳重に管理して連絡体制を完璧にしておられ ます。何かあったら本当にパッと担当の課長さんと僕 らと連絡をとれる体制をつくっているんですね。だか ら、トイレにも入っていられへん。緊張感をもって試 験当日に臨ませていただきました。

それから、さっき牧野先生がB講師のところでおっ しゃっていましたけれども、試験問題づくりのとき は、時期は言えませんが、ある時期に最終の段階の部 会がありまして、これで一旦フィックスするわけで す。それから最後、印刷にかかるまでもう一遍チェッ クがあるんですが、この間いうたら膨大なメールで す。読点1個抜けているとか、それから、第三者が読 んだらここは誤解するのとちがうか、というようなこ ともやりとりします。最近は、自分たちで明細書をか なり修正するのです。明細書の電子データをもとに, 請求項はたいてい複数あるでしょう。そのまま出題し たら複雑になるだけなので、請求項を1つにしてお く。そうすると、詳細な説明も変えなあかん。図面も 一部変更する。この涙涙の作業をやっていまして、慎 重に慎重を期していますので、今のところ、根本的な ミスは発生していないというふうには思っておるんで すけれども。

形式の面もそうですし、弁理士さんは本当に一字一句見はるじゃないですか、お仕事柄ね。そうすると、こういう専門家が見はったときに誤解を生むような文言にしたらあかんわけでしょう。失礼ながら、実際の明細書にはいろいろありますので、これも誤解ないようにせなあかんしということで、本当に試験委員もお勉強になります。

【伊藤】 ありがとうございます。

試験委員といえば、研修所所長経験者は試験委員に 任命されると思うんですが、村木先生、幸田先生、感 想を何かございませんでしょうか。

【村木】 最初、弁理士会側の唯一の試験委員で、もちろん試験の受験はできないけれども、どういうこと

が受験者側に起こるかなというのを伝えるのが役目だと思っていました。そのときにいろいろな提案をしましたが、ほとんど否決されました。何か持ち込んでもいいかとか、筆記具はどうだとか、いろいろな提案をしたけれども、ほとんど断られました。それは国家試験だからということもあるし、いろいろな不公平が起こるといけないからとか、国家試験は大変なものだなという印象が残っています。

ただ、全体の中の一人ですから、多勢に無勢のこともあって、試験を受ける側のことを理解していただくために発言をしましたが、それがなかなか納得していただけないという印象が残っています。

それから、実際に試験問題を後で自分でやってみました。試験委員の方からは出来が悪いという話だったんだけれども、実際にやってみると、明細書を読み込んで、その後で解答を考えて書いて行くと、結構大変は大変だなとつくづく思いました。

ですから、試験委員として出てはいるけれども、 もっぱら試験問題ではなくて、受験生側の立場とし て、どういうふうに試験を考えたらいいのかなと、苦 心した覚えがあります。

【伊藤】 幸田先生、お願いします。

【幸田】 研修所所長の立場にいましたときは、試験 委員として参画しましたが、実際には裏方の仕事で、 弁護士で構成される会合には出席させてもらえなかった。試験終了後の委員会では、受験生のできの悪さを 指摘され、肩身の狭い思いをした記憶があります。

研修所所長のときは、冒頭におっしゃっていた事件簿,5センチぐらいあるものなんかも見ていて、裏の事情を垣間見ましたので、ともかく試験を受けちゃいけない。研修所所長を退任した後も、当然受験はできない。多分、村木先生、伊藤先生も、立場上受けていないんだよね、そういう意味では。僕は平成15年のときは研修所とは無関係だったから受けましたが、不合格でした。研修所所長では真田先生だけかな。

【真田】 そうですか。

【幸田】 付記弁理士の資格を持っておられるのは。

【真田】 受けたときは、研修所と関係なかったんです。

【伊藤】 それで、村西先生、基礎研修のほうのところのことについて、基礎研修を受けた人が能力担保研修も受けて試験を受けることになると思うんですが、講師側の思いと、受講生側の成長過程とか、その辺も

含めてちょっとお話しいただけると。

【村西】 成長過程ですか。

まず、先ほどお話の出た大学委嘱の基礎研修ですが、それが行われている陰で、弁理士会のある会派に依頼を受けまして、独自の基礎研修の講師をさせていただきました。これは平成14年ですからもう10年も前のことですが、当時私は資格試験受験予備校で司法試験と弁理士試験対策の講座を担当しておりまして、大学委嘱よりも、そういう講師にやらせたほうが楽しそうだということで、ご依頼をいただいたものです。そうこうしているうちに、たまたま研修所にご紹介をいただいて、いつの間にか研修所で基礎研修をやるようになって、また、そのタイミングで、研修所でやる以上は、やはり知財の事例もなるべく使ってやるようにしたほうがいいだろうということでそのような形となり、現在に至っているわけでございます。

基礎研修の受講者の傾向としては、先ほど小松先生のお話にもありましたけれども、お仕事柄、細かな点が気になる傾向があるというのは、そのとおりだと思います。また、弁理士試験に受かったばかりの方は、自分なりに合格を勝ち取られて、それなりの自負もありますから、工業所有権法に引き寄せて民法や民事訴訟法を考えがちな部分があるように感じます。ただ、民法や民事訴訟法は、工業所有権法とは違い、ズバリの条文があってこれを適用すればよいのではなく、理屈としてこうなる、というようなところも多く、弁理士試験で学んだ特別法と同じようにいかない面が多いと思います。そのあたりにすんなり入ってきていただける方ももちろんいらっしゃるのですが、講義後の質問などを受けると、そうでない方も多いかなと思うこともあります。

基礎研修の目的は、能力担保研修を受けるに当たって、その講義に出てくる民法や民事訴訟法の基礎知識や考え方を背景とした話に違和感なく入っていけるようになることが第一番目です。基礎研修を受けて、試験の小問もできるようになるに越したことはないのですが、これは直接の目的ではなく、民法や民事訴訟法の基礎知識や考え方を身につけた結果だと思います。基礎研修を受けた方から言っていただく度に嬉しく思うことなのですが、民法や民事訴訟法の基礎知識や考え方は仕事でも役に立つことが多いですので、能力担保研修を受ける方はもちろん、そうでない方にも広く受けていただけるといいなと思っています。

次に. 能力担保研修の「裏番組」として平成 16 年度 から担当させていただいている試験対策ゼミについて も少しお話しします。このゼミは、元々は能力担保研 修が2回受けられないことから、能力担保研修受講年 度に不合格になった方をフォローアップするために始 まったものですが、最近はそのような方だけでなく、 能力担保研修とダブルスクール態勢で、1回で確実に 合格しようという方も多いです。ゼミでは、答案を実 際に書いていただいて、その内容についてゼミを行う とともに、私が採点を行い、コメントを付けてお返し するという形を取っており、参加者の合格率は、そう でない方と比べると相応に高いものとなっています。 本日オブザーバーとして出席されている高橋洋平\*先 生(研修所能力担保研修部部長)と野崎俊剛\*先生(パ テント誌編集委員) はゼミに参加していただき、無事 二人とも合格なさっていますね。

基礎研修についても、ゼミについても、今後も私にお手伝いできることであれば何でもやらせていただきたいと思っているのですが、最近は、能力担保研修の受講者数の減少にリンクして、基礎研修の受講者数も減少傾向にあるのが気に掛かります。侵害訴訟に限らず広く裁判外の侵害紛争への対応や知的財産契約への助言など、弁理士の業務範囲の拡大には、民法や民事訴訟法の基礎知識や考え方を身に付けることが大切だと思いますので、今後は能力担保研修を受ける受けないにかかわらず、一人でも多くの方々に基礎研修をご受講いただきたいと願っています。

【伊藤】 弁理士は、そうあってしかるべきなんですね。そもそも自己研鑽でそうすべきことだと思いますので。

はい、どうぞ、真田先生。

【真田】 今年,能力担保研修10年目なのですが,村西先生には,基礎研修で長い間お世話になっており,ありがとうございます。また,研修所では,基礎研修を受けたいという方の需要に対して,DVDも作っております。今年度は,eラーニングで民法,民訴の基礎研修を配信できるようになり,より多くの会員が民法,民訴の基礎研修を受けられるようになりました。この点で,村西先生が言われた,一人でも多くの会員が基礎研修を受講した方がよいという点に関して,一歩前進したものと思います。

【幸田】 小松先生, ちょっと教えてほしいのですが, 判決文の中に弁護士は弁護士, 例えば小松陽一郎

と出るんですけれども, 弁理士の場合, 付記弁理士を 持っている場合はどう出ているんですか。

【小松】 訴訟代理人です。訴訟代理人弁理士。

【幸田】 共同の事件だから、訴訟代理人でなっているのですね。

【小松】 ええ。

【伊藤】 はい、どうぞ。

【村木】 前後して恐縮なんですけれども、まず、村 西先生に基礎研修を 10 年もやっていただいていると いうのをお聞きし非常に感心をし、ありがとうございますと申し上げたいと思います。

【村西】 こちらこそありがとうございます。おかげさまで、いろいろとノウハウがたまってまいりました。

【村木】 冒頭申し上げたように、特にアメリカのパテント・アトーニー等の知的財産保護に係る資格を国際的に見たときに、この基礎研修は実はとても大事で、日本の弁理士もこういうベースがありますよということを他の国の特許庁・裁判所に言わなければいけない。ところが、最近の事務所の所長クラスに聞いたり、それから最近合格した弁理士に聞いてみると、付記弁理士の資格はあまり役に立たないとおっしゃる。あんな制度は役に立たないと言われると非常にがっかりします。

国内の訴訟の機会だけでこの制度を捉えてはいけな い。総合的に知財に対してコメントできる資格者が必 要なので、それがアメリカなどにあるわけで、やっぱ りその方向を目指していかなければいけないと思いま す。初期の熱意も目的も忘れられてしまっているとい うふうに感じています。アジアなんかでも、日本の代 理人をよく見ていますね。一般的な契約についてどの 程度の知識があるのかなど、当然品定めをしてきます ので、 基礎的な法律の素養の必要性を研修所を含め、 弁理士全体が再認識をする必要があります。出願が 減っています。訴訟も減っています。そのような環境 で付記弁理士の資格をとってもあまり役に立ちません と言われるのですが、それは非常に単細胞的な考え方 だと思います。基本的な必要性をもう1回PRすると か、再教育するとか、研修所に頑張ってもらうとか、 ぜひそういうふうにしなくてはいけないのではないか 思っています。村西先生には、その意味で感謝の念を 申し上げたいです。

【村西】 いえいえ、とんでもないことです。

ある弁理士の先生から言われて印象に残っているこ となのですが、能力担保研修を受けるための民法・民 事訴訟法の基礎研修が始まるまでは、多くの弁理士は 不法行為的発想ばかり持っていたのが、基礎研修に よって、契約的な発想もできるようになった、という ことがあります。なるほどなと思いました。また、付 記試験には合格していないけれども、能力担保研修や 基礎研修のおかげで、ライセンスなどの契約について 関心を持つようになったとか、依頼人から聞かれた ら、以前ならちょっと待ってね、と言って、知り合い の弁護士に問い合わせをしていたことを、ある程度ご 自分の理解を基に助言できるようになったとか、そう いうお話をいただくこともありますので、試験に受か る, 受からないということよりも, 今, 村木先生が おっしゃったように、もう少し大きな角度から弁理士 の底力をさらに上げるということが大切ではないかな と思います。

【伊藤】 ありがとうございました。

## 4. 第1回能力担保研修の実行

【伊藤】 そうしましたら、平成15年度の第1回の能力担保研修の実行のところの部分の話をちょっと進めたいと思うんですが、先ほど、牧野先生から、B講師の講義の進め具合とか、いろいろな話がありました。それは、牧野先生は具体的な特実の演習問題を出すというクラスのご担当でございました。小松先生はAクラスですよね。

【小松】 そうです。

【伊藤】 全体的なところを。その全体的なところの お話をちょっとしていただければと思いますが。

【小松】 A講師は、イントロで、当初、13コマを担当するということになっていましたので、ここで基礎をしっかりと理解していただかなあかん。イメージとしては、最初に出ました模擬裁判のビデオを見てもらって、それで裁判手続の全体はこんなんよということを実感してもらってから、個別に訴訟手続の話、裁判手続の話に入っていく、こんなふうな構成で進めておって、基礎を少しお勉強していただきながら、牧野先生がなさっておられた実践的な宿題(自宅起案)つきのB講義、2回宿題があるんですよね、全体で4回宿題があるんですが、これも必須です。その宿題を少しでも書きやすくする基礎知識というのが我々の責任になるわけですね。

当初は13コマ設けていたんですが、試験の結果との関係で、もうちょっと実践的なものを増やすべきやというふうなことになりまして、あれは何年目からでしたか、3年目ぐらいか、A講義を10コマに減らし、あとの3コマ分を意匠と商標、不競法に1コマずつ回していただきました。しかし、10コマに減ったというのは不安に思われてもいかんし少しでも実践の場を増やそうということで、別に事実上の宿題というのを研修の始まる前に出して、宿題を最初に短期間でやってもらう、それで受講生も講師も雰囲気をつかんでA講義から入っていく、こんなイメージで制度を少し修正しながら今日に至っておりますね。

【伊藤】 ありがとうございました。

それで、研修所のほうで種々の研修を円滑に行うための方策としましては、なるべく同日に2クラスを同時に行って、例えばどちらかのクラスの講師に不都合があったときにもまとめて講義できるとか、そういうふうなことで、研修が必ずできるようにというような工夫も研修所サイドではさせていただいたということを覚えております。

それと、この研修が45時間で終了することでいいかどうかということを判定しないといけないんですけれども、その辺の判定委員会を弁理士会が判定意見聴取会というのをつくったと思うんですが、その辺のところは、最近のところでは真田先生に伺ったほうがいいですかね。

【真田】 設立した趣旨のところはよくわからないんですけれども。

【伊藤】 設立した趣旨は……。

【村木】 うろ覚えで申しわけないので、違っていたら伊藤先生に直していただきたいんですけれども。受講生が研修を実際に受けて、どの程度熱心に、また実力があるかどうかというのは、その講師でなければわからない。最優先は現場の講師の意見を聞くのが一番いい。その次は、講師間の会議をしたりいろいろなことで情報を交換する。ただ、最終的な合否は、講師だけでも決まらないし、講師間でも異論が出たりする。そうかといって、法文上は最終的には会長が決めることになっているので、そこにやっぱりワンクッション入れて、総合的に1回ディスカッションする必要があるだろうというのが当時、研修所側で考えた修了判定意見聴取会が必要だという理由だったように思います。それで、具体的にはこの制度を作った時に中心に

なっていただいた先生方に責任者になっていただこう という前提で作られたように記憶しています。

【伊藤】 現状の今の、今年もされたところですが、 今年の感じはいかがですか。

【真田】 ここ数年、修了判定意見聴取会に参加させていただいておりますが、村木先生も委員のお一人で、いつもいろいろな御意見を述べていただき、感謝しております。

今、村木先生が言われた趣旨に沿ってやっているんだと思います。研修期間中には、いろいろな事情の受講者がいらして、それぞれの事案に対し、研修所はその場その場で判断をして研修を最後まですすめて行くわけです。そして、最後に事例の紹介をして、また相談をいたします。この修了判定意見聴取会では、能力担保研修の報告をしながら、いろいろ事案についてご相談をして御意見をいただく。そして、最終的には、委員長からいただいて所長名で会長に報告をするというシステムになっています。

【伊藤】 ありがとうございました。

今日の資料の修了判定意見聴取会委員についてという資料がありまして、平成15年度から19年度までの委員長を牧野先生にしていただいております。結局、先ほどの村木先生からのお話がありますように、講師の代表の方、それから、この制度のことよくご存じの方に委員長をしていただくということで、1つの権威づけもあると思うんですが、牧野先生、突然であれなんですが、この辺の意見聴取会について、適正に行われていましたでしょうか。

【牧野】 事務局の方の非常なご努力で詳細な資料を つくっていただいた。この資料に基づいて判定自体は あんまり苦労はしなかったと思います。

【伊藤】 なるほど。きちっと皆さんが 45 時間受講されて、起案も出されていれば、ある意味では、能力担保研修の修了のための試験はないということで動いていましたのでね。

【牧野】 そうでしたね。

【伊藤】 なるほど、わかりました。

その辺のところがいろいろあると思いますが、幸田 先生もそこの委員のお一人だったんですが、平成 19 年度。

【幸田】 特に難しいことではないよね。今言ったように、きちんと決められた時間受けているかどうか、 出席が悪い人はもちろん受かっても云々という話にな るんだけれども、ほとんどみんな基準を満たしていたから、一覧を見て、実質的なものはものの5分か10分で終わったんじゃないかな。

そういう意味では、受ける人は熱心にきちんとやっていたということだろうと思います。特に合格者は ね。

【伊藤】 なるほどね。そうすると、先ほど、村西先生からもありましたが、基礎研修を受けて、この能担研修を受けて、修了はきちっとできるという前提で、これからの受講を考えている人にはメッセージを出して受けていただくという動機づけにさせていただければと思います。ありがとうございました。

それからあと、こちらの平成15年度はそういうことで能力担保研修が修了しまして、研修を終わった後、先ほどの試験を受けた方の合格率を発表いたします。それは今の修了判定意見聴取会の上の表にございます。

平成15年度は、ここにございますように、受験者数は804名、受講修了者は840だったんですけれども、そのうち東京、大阪合わせて合格者数が553名で、合格率が68.8%というようなことで、この辺の合格率というふうなことは、最初は68.8%、現役の方なんですが、ずっと10年間を見ますと、残念ながら55%を切るようなこともあるんですが、最初のこの68%ぐらいの合格の率を決めるようなところのご苦労は、小松先生、試験委員の皆様方としてはいろいろございましたのでしょうか。

【小松】 そうですね。満点を100点としたときの60点が合格点だというと,数字だけやったらものすごく低いみたいですけれども,国家試験はみんなそうやと思うんです。実際はほとんど完璧でも80点ぐらいなんですよね,どの試験でも。今の司法試験でも,法務省HPの公表データを見ていただいたらわかりますけれども,各科目で8割以上とっている人は,1人いるかいないかですね。今年の司法試験選択科目の知財法の結果を見ても,80点以上は615人中1人でした。現実には司法試験でも総合計点で5割を超えればいいんです。感覚的には,そういう中での60点なんですね。だから,60点いうのが印象としてどんなものかというのは難しいところなんですけれどもね。

1年目は我々も手さぐりでやっていました。ただ客観的な基準に沿って採点した結果がそうなったということですね。

【伊藤】 わかりました。

【村西】 どれぐらい受からせようとかと、あらかじめ決めるわけじゃないですもんね。効果確認ということですから。

【小松】 60点以上やったらみんな通す。

【村西】 そういうことですよね。その割には、そこに満たない方が多いのですね。ここ3年ぐらいを見ると合格率は50%台となっています。積極的に落とそうという試験ではなく、普通に、出題側が求める一定の水準に達すればいいんだということは、ゼミの参加者などに言うんですけれども、それでは普通に書けているというのはどういうことでしょうと言われると、どう言っていいのか悩ましいところではあります。

【小松】 このごろ、最初に申し上げた採点基準を相当細かく打ち合わせるようになってきたというか、試験委員も慣れてきたというんですか、そういう意味では、細かくチェックするから、どうしてもやっぱり......。

【村西】 採点が厳しくなってきているのですね。

【小松】 試験一般のことですが、細かな採点基準を 設けると減点主義ふうになるとか言われたりします ね。

【伊藤】 ありがとうございました。

一応これまでのところで、大急ぎでしたが、平成 15 年度の第1回試験の実行と、能力担保研修の実行のお話を皆様方からお伺いしたということにさせていただきたいと思います。当然この第1回の試験並びに研修の実行を踏まえて、平成 16 年度以降の第2回の試験もしくは第2回の能力担保研修の実行に移されていったというようなことの過去の経緯でございます。

続いて、先ほど村西先生から、弁理士会外のサポートの意味での自主ゼミの立ち上げ等のお話をいただきました。ここを私のほうからさらに追加の説明をさせていただきたいのは、試験対策のために模擬試験等を弁理士会内の各会派で実行していただいたり、日本弁理士協同組合によって実行していただきました。この辺の理由としましては、研修を実行する弁理士会が試験のための研修等を行うことは、ちょっといかがなものかというふうな倫理的な考え方もあって、外部の方々にご相談申し上げて、ご協力いただいたというようなことの経緯があったことを紹介させていただきたいと思います。

#### 5. 補助教材の採用

【伊藤】 続いて、次に、せっかく先ほどの基本テキストをつくった後のいろいろな研修を実行された後に、ハンドブックを補助教材として採用したというふうな経緯がございます。そのハンドブック作成等につきまして、どんなふうな経緯でつくることになったとか、その当時の話のことについて、当時の研修所の所長でした幸田先生のほうから、歴史的なところも含めてご説明をお願いします。

【幸田】 能担に使われた冒頭に出ました6冊のテキストは、非常によくできて、受講生にとってはいいのですが、一番の問題は、著作権が特許庁にあるということで、利用しようとしても、とにかく認めてもらえず、それで、能担の受講者の数も増やしていこうと思っても、それを見せられない、コピーも配れないというようなことで困り果てたのが1つ。

もう1つは、たしか重複箇所が侵害訴訟実務と、それから請求の趣旨と要件実務、ここのところでダブっているところがあるねと。そのダブりを直そうと。

それからもう1つは、法改正があるにもかかわらず 直されていない。不競法のところで変わっていたのが 直っていないということなので、当時研修所から顧問 をお願いしていた吉原省三先生に直談判して、要する に、会独自でテキストを作りたい、そうすると、会員 にも配れるし、あらゆるところで自由に使えるから、 先生の考え方はどうですかとお聞きしたら、うん、そ れはいいということで、結局、吉原省三先生に執筆者 を探してくださいということで、富岡英次先生、美勢 克彦先生、三尾美枝子先生、小松先生、それから内藤 義三先生に分担して書いていただいたと記憶していま す。

原稿ができたまではよかったのですが、書いた後を 誰が校正するかということで問題が生じ、結局、小松 先生に泣き込んで、伊原友己先生と一緒に、出来上 がった原稿を全部見直してくださいと。足りないとこ ろで補足できるところは補足してくださいということ でやっていただきました。なおかつ、文章だけではど うやってもわからないので、たまたま小林幸夫先生と 親しいので、小林先生が持っている様式集みたいなも のがあると聞いたので、それを使わせてください。但 し、無償前提だけれどもと言ったら、わかったと、そ こに載せるのだったらいいよということで、全体がで きて、最後の監修を牧野先生のところに持っていっ て、ここまで来たのでこういうふうにしたいのでよろ しいですかということで、ようやくでき上がった。

でき上がった後は、当時、能担を受けるのに受講料 が掛かりました。その受講料は、ある意味では非常に 高かった。最終的には能担のこの費用は高過ぎる云々 と言ってちょっと問題になりましたが、研修所として はお金がありました。お金があったので、作った以上 は全会員にともかく渡そうと、そうすることで、能担 を受けている人も、これから受けようとする人も、受 けるつもりはないけれども、知財の参考書として使え るからということで、当時の会長と話して、基本的に は、「あなた、言い出したら聞かないんでしょう」と言 われるので、「全員配布は中止するつもりはない」と 言ったら、分かったということで研修所の予算の支出 を認めてもらいました。そのときにたまたま弁理士会 で作っていたものと、大阪の伊原友己先生らが『シ ミュレーション特許侵害訴訟』という本を出版されて いました。それを私、たまたま何かのときに見て、書 いていることが我々にとって非常に分かり易い形で. 例えば、特許事務所で相談から事件が起こっていくと いうストーリーがあって、これも非常に我々のつくっ たハンドブックの補助教材として良いねということ で、これもたしか全会員に無償で配らせてもらいまし た。

【伊藤】 そうですね。

【幸田】 それだから、ある意味では、当初の費用を設定された村木先生に感謝感謝で、非常に費用が残っていたということが、受ける人だけではなくて、全部にわたっているので、弁理士会のハンドブックは、改正があるたびに改訂版を出しますということで、今、改訂3版かな……。

【伊藤】 はい、そうですね。

【村西】 全員に配っていないんでしたっけ。

【幸田】 1版はでているが、2版、3版は……。

【伊藤】 その辺は……。

【真田】 フォローしてよろしいですか。

【幸田】 お願いします。

【真田】 ハンドブックは、改正があるたびに基本的には改訂しています。今お話がありましたように、最初は全員に配布されました。平成20年度から、継続研修が開始されまして、その中でいわゆる弁理士全員が受けなければならないという必修研修というのがございます。継続研修開始年度に、平成20年度特許法

等改正と、小松先生に講師をしていただきました不正 競争防止法の改正についてを必須としたんですね。そ の際に、ハンドブックの改訂版に不正競争防止法の改 正部分も入っており、また、不正競争防止法の改正は 必修科目だということで、不正競争防止法の改正につ いてのテキストとして使うために、その年は全員に配 布いたしました。

【伊藤】 第1回目の改訂版。

【真田】 そうですね。その後の改訂 3 版については、会員数も多くなっているということもありまして、予算の関係もあるということで、全員に配ってはいないと思います。市販もされていますから、それを買ってくださいということだと思います。

【伊藤】 小松先生, 執筆者代表として。

【小松】 ちょっと裏話をさせていただきますと、幸 田先生がおっしゃいましたように、元のテキストは非 常によくできていて、私なんかロースクールでも当 初,特許庁にロースクールからお願いして,貸与を受 けて学生に配布するというシステムでやっていまし た。しかし、1つはやっぱり分量が多過ぎる。それか ら、若干前後に矛盾がある。しかし簡単には修正でき ない。もう少し使いやすいものにしようという、そう いうコンセプトで始まりました。当初はハンドブック 向けに元のテキストをいろいろ要約していただいたん ですが、司法研修所の『民事弁護の手引き』の文章が いっぱい入っていたんです。そうすると、ここは最高 裁になるわけですよね。弁理士会から出す本に最高裁 の文章を引用している。著作権法の31条に基づく引 用はしておられるんですが、それはなかなか了解は得 られへんやろうということで、引用に当たらない、翻 案にはならないようにせなあかんということがござい まして、幸田先生から命令されて、そこから正直、涙、 涙。最後に特許庁に持っていったり、最高裁にも見て もらうという作業がありましたので、翻案権の範囲を 外れるようにせなあかんと。実にたいへんでした。何 度も校正が入りましたが、なんぼ校正しても、またど こか見つかるという。伊原友己先生も随分手伝ってく ださって、恐怖の秋から冬、そういう思い出が残って おります。

しかし、弁理士会のものになりましたので、私も不 競法が入ったときは手を入れさせていただいたんです が、今また若い先生方がいろいろ改訂に積極的に取り 組んでいただいており、非常にいい本になっているの ではないですか。

【村西】 1,2までは同じ形で、今回の改訂3版でかなり手を入れていただいた感じですかね。

【幸田】 初版の最終的なハンドブックができて、もちろん小松先生と伊原友己先生が泣き泣きやってくださったのですが、できあがったハンドブックを持っていったら、特許庁も最高裁も……。

【小松】 何かすっと。

【幸田】 非常に喜んでくれて、特許庁・最高裁とも 所定の冊数を差し上げましたら、ありがとうございま すと言って受け取ってくれて……。

【小松】 ちゃんと最高裁も、司法研修所教官か、民事局か誰か知らんけれども、ちゃんと見てくれはったんですよね。

【幸田】 局長がちゃんと会ってくださり、お礼まで言われました。

【伊藤】 あと、このハンドブックの初版をつくるときの弁理士会側の努力としまして、先ほど、いろいろな部分の引用しているかどうかというところを、10人の付記を受けた弁理士の先生方に、所定の報酬のもと、1週間以内にここの分を必ず何ページずつ見てくださいということをまずして、その後、小松先生や伊原友己先生のところへ持っていったという努力もさせていただいて、なるべくこちら側でできることは協力させていただいたというようなことも私の記憶として述べさせていただけたらと思います。

【村西】 でも、ハンドブック、シミュレーション、幸田先生のときに思い切って配ったというのは意味があったと思いますよね。それでとりあえずそういうものがあるということはわかっているんですから、その後の改訂版を買うか買わないかはその人の了見……。

【幸田】 そう言えばそうですね。

【村西】 ただ、こういういい本があると、その存在 を知らしめるというのは、意味が大きかったと思いま すよね。インパクトがありました。

【幸田】 さっきのハンドブックは、もちろん小松先生中心に弁護士の先生に書いてもらって、会内でチェックをすると同時に、我々が何もしないと具合が悪いねと、伊藤先生と僕とで索引を、全部ずっと最後に索引を追加しようということで、結構大変だった。

【伊藤】 あれは大変ですよね。

【幸田】 全部やって、少なくとも弁理士会としては、僕はいいものができたと思っています。そうそう

たる執筆者に書いてもらっているから。

【小松】 私, ロースクールで民事裁判的なことをやるわけです。そのときにそのハンドブックの僕が書いたところを学生に配ります。自分で書いているところなんですけれども, 要件事実のところを 12 ページぐらいでまとめてあるんですよ。消費貸借の貸金返還請求事件と比較する。吉原省三先生は, 不動産の妨害排除請求と特許権侵害差止請求とを対比するのがいいとおっしゃったのでそれも入れたんですけれども, 当事者主義とか弁論主義と処分権主義とか, 重要なキーワードが全部入っています。

【村西】 3列のやつですよね。

【小松】 そうそう。

【村西】 あれ、いいですよね。

【小松】 うん, あれ, いつもロースクールの1年生に教えるんです。

だから,何か難しそう言うたら,まずあそこ,要件 事実と弁護士が言いよったら,まずはそこを読んでい ただいたら。

【伊藤】 使い勝手がよろしゅうございます。

【小松】 自分で書いて、自分で褒めています。

【伊藤】 使い方も解説する座談会になって最高です。

続いて、付記弁理士の実力向上対策というところに移りたいと思うんですが、いわゆるフォローアップ研修ということで、この辺のところは、幸田先生と小松先生がタッグを組んでいろいろ進められたような記憶があります。その辺のところについて、ちょっと幸田先生、よろしくお願いします。

【幸田】 能担で合格して付記の資格を取っても、実際、あの当時で、訴訟そのものがまだ700件ぐらいかな。審判がどれぐらいあったのかわからないですが、訴訟に行くときに、弁理士の80%近くやったことがないという人がほとんどで、残りの20%ぐらい、ほとんども大手の特許事務所か、知財の専門の弁護士さんが全部やられるから、いくらやっても実力を発揮するところがない。ないとどうなるかというと、結局、覚えていることを忘れていってしまう。忘れたとしたら、万が一その忘れた状態で受任されたら、法律過誤の問題が出てきて、逆に言えば、持っているがゆえに弁理士の地位が下がったら困るということで、それを忘れないようにということで、付記弁理士のフォローアップをやっていこうと。最初は必須にしたかったけれど

も. 必須化には反対されました。

【伊藤】 そうですね。

【幸田】 全員がやるべきだということで、それを随 分努力しましたが、必須はだめだと、受けたい人が受 けるならば、それはいいけれどもと言われて、今でも 続いていますよね。だから、本当は、僕は義務研修み たいに付記を受けた人は、5年に1回なら実務をやっ ていようがやっていまいが、やっぱり再度話を聞く、 今度は実際の話、こういう事例があったとか、ああい う事例があったとか、そのときにここがよかったと か、あそこが悪かったとかということを聞いてもらえ ばいいし、実際、裁判所が付記弁理士に対してどの程 度の信用度を置いているのかなど、ちょっと解らない ですよ。だから、ほとんどあっても、ここのところは 付記弁理士が言っているとかなんかというのが見えな いから、判決文だけだと解らない。実際の評価がどう なのか、というのが一番知りたいのですけれども、個 人的にある人に聞いたら、ほとんど当てにしていない という話も聞かれるし、付記弁理士も一生懸命やって いるんですけれどもね。

【村西】 なかなかシミュレーションというか、仮想 事例でそこまでというのは大変なことですよね。た だ、やっぱりそういうものがあったほうが機会として はよいと思いますね。

【伊藤】 結局これ自体は、日弁連さんのほうの知財 部のところで……。

【村西】 共同でしたっけ。

【伊藤】 日弁連さん内部での研修があるところに、 弁理士会が精鋭部隊を受講料を負担して受けてもらっ て、その人たちが、今度、自分たちが講師になって弁 理士の還元研修をするというのも、このフォローアッ プ研修の1つなんですね。

【小松】 あれは日弁連じゃなかったです。

【伊藤】 日弁連じゃないですか。

【小松】 立命館大で特別のプロジェクトを組んで、 日弁連の法務研究財団に共催してもらいました。

【伊藤】 大阪のほうですね。

【小松】 警告書から訴状を書いて、答弁書を書いて という作業を実践的にやるというのを……。

【伊藤】 あれ、何人ずつでしたかね、弁理士会から送ったんですよね。

【小松】 そうそう。幸田先生が英断されて、僕と伊原友己先生中心でやっていたんですが……。

【伊藤】 弁理士会からは5名。

【小松】 そう、5名派遣する。小松先生、子供をつくれと。その子供になった人が今度は孫をつくる。弁理士会で自立してやっていくんよという、そういうのをなさったというのと、もう1つは、伊原友己先生とか、古城春実先生とかが、それから岩坪哲先生らもされた、村西さんも最初から……。

【村西】 はい。これは最初から関与させていただいています。

【小松】 が、本来のフォローアップ研修ですね。

【村西】 そうでしたね。

【小松】 これが行われてきた。

【村西】 今,「アレコレ」に変わったやつですね。

【小松】 ここ 2, 3 年, 合格しても殆どフォローアップを受けへんようになった。ほとんど受けなくなって、もうやめにしようかと。

【伊藤】 そうなんですよ、その辺を……。

【小松】 これは言うてもらわなあかん。

【真田】 そうですね。フォローアップ研修は、ずっと続いていたんですね。今言われましたように、少人数の演習型フォローアップ研修、これはさきほど言われたように、会員を派遣して、その会員の方を講師にして講義を行うというゼミ型というんですか。

もう1つは、集合型のフォローアップ研修です。これは付記弁理士のフォローアップ研修ということで、ずっと付記弁理士だけが対象だったんです。この研修は有料の研修で会員が受講料が少し高いと思われたのかもしれませんが、受講者数がじり貧になってきた時期がございました。そこで付記弁理士の方はもちろん受講できるけれども、付記弁理士でなくても、一般会員も補佐人という立場からフォローアップ研修を受けることができれば、役に立つのではないかという観点で、何年か前に、付記弁理士だけではなく、全会員に開放したんです。そうすると、もちろん小松先生や村西先生をはじめとする講師陣がよかったということもあるのでしょうけれども、すごい盛況になりまして、ここ数年間大勢の方が受講されています。

【伊藤】 ありがとうございます。

# 6. 能力担保研修の試験の合格率の推移と合格率 向上の対策

【伊藤】 続いて、終盤になってまいりました。この 能担の試験の合格率の推移と、合格率向上の対策とい うことをいろいろと顧問の先生方に協力しながら弁理 士会側でやってきております。その辺のところをまず は真田先生のほうから、どんな対策、合格率を上げる ような対策とか、この辺のところも含めて話をしても らえればと思うんですけれども。

【真田】 合格率の推移につきましては、今日お配りしている資料に平成15年度から平成23年度までの合格率が出ていますね。これを見ますと、合格率は少し下がってきているんですが、過去何年も受けておられる方の分も含んでおりますので、下がっているものと思われます。

それから、いつも問題になりますのが、東京地区と 大阪地区の受講者の合格率につきましては、概ね大阪 地区の合格率が高いということです。特に昨年度は大 きな差があったということで、研修所でも能力担保研 修部で解析していただきました。

基本的にはまず勉強時間は長い方がいいということですが、大阪地区の受講者と東京地区の受講者の危機感の差がアンケートの結果から出てきまして、その分、大阪地区の受講者の方の勉強時間が長いということでした。

また、自主ゼミは東京地区でもされているんですが、大阪地区のほうがまとまりがいいというのがありまして、そういう意味で、東京地区は、少し分散型になっており、この点でも差が出たのではないかと、研修所では解析いたしました。本年度の受講生の方に対して、研修所所長が話をする機会が、開講式と裁判所の講義のところと修了式との計3回あるんですけれども、その3回全て、研修所の解析結果についてお話いたしました。挨拶の最後に、東京地区の受講者には大阪地区の受講者に負けないよう頑張ってやってくださいとお話をし、大阪地区の受講者には、気を緩めずに頑張ってくださいというお話をさせていただきました。

さらに、平成24年度版の試験合格に資するアドバイス集というのがあります。合格者の方に合格体験を書いていただいたものです。このアドバイス集は、非常にいいんです。このアドバイス集を開講式のときにお配りしました。これを見ますと、多数の合格体験記が掲載されており、どのように勉強すればよかったというのが分かり、非常に参考になると思っております。

今, お話したことをやりながら, 研修所としては少

しでも合格率を高めたいと思っており、アピールをしているところです。

【幸田】 研修所の所長をやっているときに、毎年東京と大阪で受験の心得と要点を全部話していたのですが。

【真田】 幸田先生とそのあとの伊藤先生もお話されておりましたので、私もそれは受け継いでお話をさせていただいております。

【幸田】 東京は説明会が終わると受講者はすぐ帰っちゃうけれども、大阪では特に女性の弁理士がサットと寄ってこられ、ここはどうですか、あそこはどうですか、どう考えるんですかと質問攻め、大阪の人はものすごい積極的だったね。東京はやっぱり多過ぎるのかな。ほとんど質問というのはされないね。あれはどういうわけなのか。

【伊藤】 この辺になると、村西先生にお話を伺わないといけないですね。

なかなか難しいものがありまして、弁理士 試験をお受けになっていらっしゃるときは、受かった ら弁理士になれるけれども、受からなかったら弁理士 ではない、ところが、この試験は、落ちても弁理士で はあり続けられるので、その意味で、かつて我々が人 生を賭けて司法試験や弁理士試験に臨んだときのよう な気持ちでやれる人とそうでない人に大きく分かれて いるように感じます。仕事が忙しいのは、誰でも同じ なんですが、どうしてもそれに引きずられてしまっ て、ふだんの仕事で使わない、例えば民法や民訴の細 かな知識や定義とか、そういうものをきちんと覚えよ うとしないとか、何回か答案を採点するとわかるので すが、前に話したことが何回か後で活きるような形で 問題を考えて出しているのに、それが活かせていな かったり、前の採点の際に指摘したことが後になって も全然直っていないとか、そういう方が合格するのは なかなか難しいと思います。これに対して、あるとき から一気にがらっと良く変わってくる人もいて、そう いう人は必ず受かっています。講師がいくら言って も、それも1年ではなく何年も同じことを言っている のに変えようとしないと、受かるものも受からなく なってしまいます。ご本人が変わらないと、代わりに 試験を受けてあげるわけにはいきませんので。特にベ テランの先生方は、補佐人のご経験などの実績がある だけに、こんな試験、と思いがちなのかもしれません が、とはいえ試験ですので、割り切って試験に必要な 知識を力業で覚えることも必要だと思います。付記試験は、弁理士としての実務能力を見る試験でないことは確かだとは思いますが、その一方で、付記弁理士すなわち代理人の立場で侵害訴訟に関与するに当たって必要な最低限度のことが身に付いているかを確認する試験だと思いますので、従来の補佐人としての関与のときは必要なかったことでも、代理人として関与するために必要なことは、不慣れなものであっても確実に押さえる必要があると思います。

【伊藤】 そうか、それがありますね。

【幸田】 付記弁理士の資格も取りたい,取りたいけれども,心構えが違って,資格試験ということを忘れている。資格試験なのに,自分の過去の経験を活かした能力を見てくれというほうが,特に補佐人経験者は強いんですよね。だから,後でよく聞くと,なんであれが正解じゃないのかとか,私はこのようにやっていて,いまだに裁判所に文句を言われたこともないよと、依頼者からクレームがついたこともないよという話が結構多いですよね。だから,素直に資格試験だから,過去のことは関係がなく,法律をどう見るということがやっぱりベテランになると切りかえられないんでしょうね。それを切りかえられると,スムーズにすっと通れるはずですが。

【村西】 そうですね。実績のある方であればあるほど、そういう過去の成功体験に引きずられる部分というのはあるかもしれませんね。

【幸田】 だから、むしろ本来こうすべきだというのが、多分実務はそのほうが正しいのでしょうけれども、実務で正しいから全部正しいとは限らないから。

【伊藤】 小松先生,大阪が合格率が高い理由は,ニ ンジンプラス何があるんでしょうか。

【小松】 やっぱりどこから出てくるのか知らないけれども、専門家同士の仲の良さいうんですか、少人数単位がいい。名古屋はもっと緊密な関係。大阪よりもはるかに数が少ないから、みんな顔を知っているし、おい、一緒に何かやろう言うたら、志が一致するから、よっしゃ、よっしゃと言って助け合う自然な雰囲気が出るじゃないですか。全ての試験はそうやと思うんですけれども、やっぱりそこがコアになるかならへんかですので。じゃあ、東京は夢がないんかいう話になるんだけど、それはやっぱり誰かが、「おい、俺と一緒にゼミやらへん?」と声をかけるかどうかだけやと思うんですね。人数が多いとそういう10人、15人集団に

はなれへんのですね。だから、そこを何か弁理士会、 研修所からでも、むしろ分断してまとまりをみたいな ことをやると。

それから、今、うちのロースクールでも考えている んですが、例えばテンタリング、テンター制というの があって、先生と生徒がいて、間にすごい実務家が入 るんですよ。先生は大所高所から生徒を教えるんやけ ど、この実務に優れた人がサポートする。誰かこの辺 で、横だけでお勉強するのではなくて、誰かが支えて くれるような構図があるとよいでしょうね。

村西先生がやっていただいている研修が、もっと小さいゼミになると、さらに合格率がアップするということになってくると思います。それを今、高橋淳先生がやってはるの違うかなとは思います。結果は聞いていませんけれども。

【村西】 そうだと思います。日本弁理士協同組合の やつですね。

【小松】 うん。

【村西】 あれはたしか少人数ですよね。

【小松】 少人数ですよ。

だから、やっぱりそこにあるのとちゃうかな。

【村西】 ゼミの強制化というか、例えば、能力担保 研修のクラスの人を出席番号順などで強制的に振り分けてということも考えられなくはないですね。ただ、これは相性の問題などもありますので、やはり仲間内 で自然発生的にというのがいいのだろうなとは思いますけれども。

【伊藤】 そうですね。研修所の所長級の人は、必ずその話を開講式等も含めてお話をさせてもらって、いろいろなこういう、先ほどお配りしたようなアドバイス集なども使いながらお話しするんですね。やっぱり幸田先生がおっしゃったように、名古屋、大阪、東京の順にだんだん自分のことの話なのかなというふうな感じになっていくんですよね。そうだけれども、その中でどなたか誰かがフラッグを立てていただくような人が出てくればいいということですね。

その辺は次へのメッセージにもなってきましたので、それでは、最後のテーマの付記弁理士の活動実態に基づく付記弁理士への期待と能担制度の今後の展開ということで、ここの部分につきましては、締めでございますので、皆様方からいろいろなことを締めとしてお話しいただけたらと思います。

それで,活動実態を示すデータとしましては,ある

んですよね. どれでしたっけ。

【真田】 関与実績ですか。

【伊藤】 平成23年度,そうですね,こちらの平成23年度特定訴訟代理人としての関与実績調査というものがあります。これについて先生からちょっとご説明いただいていいですか。大ざっぱに。

【真田】 特定侵害訴訟代理人としての関与実績調査を毎年アンケートという形でとっています。最今,訴訟が減っているということもあり,又,付記弁理士の数が増えている割には,特定侵害訴訟の代理をする方は一部の方に集中していて,他の方は代理をしていないという方が多い。そういう中で,特定侵害訴訟の代理を何件していますかというような質問を中心にいるいる聞くと,毎年ネガティブなアンケートしかとれないものですから,付記弁理士を持っていることによって何かプラスになったことはないですかというようなことを付加して質問させていただいております。

また、毎年同じことを答えていただくのは大変なので、変わらなければそのままで、変わったところだけ書いてくださいというような差分アンケート形式のような形でやっています。アンケート中、その他のような質問事項については多くの意見をいただいております。それが、4枚目あたりに小さな字でたくさん書いてあるものです。

【伊藤】 問7のところですか。

【真田】 そう、問7ですね。特定侵害訴訟代理人として関与した場合と、補佐人として関与した場合に比べて、異なっているのはどういう点ですかということを、訴訟に直接絡まなくても、いろいろなところでどのようなメリットがあったかというような部分をアンケートでとっているのが最近の特徴になっています。

【伊藤】 ありがとうございます。

#### 7. 能力担保研修制度の将来の展望

【伊藤】 結局、流れとしましては、現在、訴訟自体の件数も少なくなってきているというところもあるんですが、その前の和解とかいろいろなところで、もしくは訴訟前の相談とか、いろいろ活躍の場があると思います。そんな意味で、実際の関与をされている先生方もある程度の人数の方々がいらっしゃるんですが、その辺のところがまだ十分かそうでないかというふうなところについては、いろいろな意見があると思いますが、その辺も含めながら、付記弁理士への期待、も

しくは弁理士全体への期待も含め、また、弁護士の先生方にはリーガルマインドのところも含めて、最後のこうあるべきか、こうなったらいいかなというようなことも含めて、私たち弁理士に何かエールを送っていただくようなことをお話ししていただけたらと思います。

最初は村西先生からいただいて、次に幸田先生、次に小松先生、村木先生、そして牧野先生、真田先生そして私という順番でさせてもらいたいと思いますが、村西先生、大変なことですが、トップバッターとしてお願いします。

【村西】 私ごときがトップバッターなど、滅相もないことですが、ご指名いただきましたので申し上げます。

付記の資格ができて10周年、現時点では、資格を 取っても活かす場面があまりないという方もいらっ しゃるかもしれませんが、今後、需要が増すことは十 分に考えられます。また、弁護士の大量増員もあり、 近い将来、侵害訴訟の代理についても、弁理士が主導 し、弁護士のほうが教えを乞うということもあり得る と思いますし、弁理士としては、付記の制度がある以 上は、やはりそういうことも意識して、堂々とやって いけるだけの実力を付けることを考えるべきだろうと 思います。そして、そういうふうになったら、逆に 我々弁護士もうかうかしていられないということにな り、両方が切磋琢磨して高め合っていく、良い形がで きるのではないかと期待しています。冒頭に伺ったよ うに、付記の制度を作ること自体、ものすごく大変 だったわけですから、10周年を機に、付記の資格を 持っている方も、これから取ろうとする方も、制度の 意義を十分意識して、知的財産侵害紛争の解決に取り 組んでいただければと思います。

**【伊藤】** ありがとうございます。すばらしいメッセージをありがとうございます。

幸田先生、お願いします。

【幸田】 このデータにも出ていますが、結局、付記 弁理士の資格を持っていても、活かすチャンスがほと んどない。このチャンスを活かすのにどうするのかと いうのは、1つは、知財高裁が東京にあって、それから 大阪に、訴訟を東京と大阪に集めようとしているじゃ ないですか。訴訟の集中化を少なくとも8高裁に分散 させる。各高裁で少なくとも特許も意匠も商標も全部 扱える、要するに、訴訟を提起する側が自分の所在地 はここだからここでやりたいということになれば、地方で付記を持っている人がもっと活躍できるチャンスが広がるはずなんですがね。ところが、現実には、東京、大阪の人しか付記弁理士としては活動できにくくなっているのだろうと思われます。だから、その辺を日弁連あたりと組んで、一緒に考えられないのかなとは思っています。

知財の弁護士さんも地方にもいらっしゃいますが、 やっぱり数が圧倒的に少ないですよね。東京、大阪に 出られないから。結局、訴訟費用を考えたら、どうし ても裁判所のあるところの弁護士を選んで、付記弁理 士を選ぶということになるから、その辺、少しでも働 けるような、活躍をできるような形を何とか日弁連と 一緒に考えてほしいし、必要だったら日弁連と話をし ろというのだったらしますけれどもね。

【伊藤】 その辺は、どこにいらっしゃるか、どこをベースとして活動されているかによっていろいろ見解があると思いますが、制度全体をうまく動かすためのというふうなことからすると、そういうことも十分考えられますね。

【幸田】 もう1つは、弁護士会、日弁連の中かな、 知財ネットがあるはずですよね。そこの中に我々が自 由に入っていける, たしか松尾和子先生だったかな, 弁理士さん, いつでも入ってくれていいですよ, 歓迎 しますよという中で、弁護士とジョイントできる機会 がいっぱいあるはずですけれども、あるときの会長に 言ったら、弁理士会は弁理士会でネットをつくるんだ から、そんなもの関係ないと言われたけれども、むし ろ日弁連の知財ネットにも弁理士を入れてもらって. その中で弁護士さんが困っていること、我々が困って いることをお互い提案して、場所が極めて近いところ にあるようだったら、もっと付記弁理士の資格は活用 できると思われるのですが、 会自体がもう少し考え方 を変えて、弁護士と積極的に協力し合い、日弁連の ネットの中に弁理士会も参画しなさいというのも1つ のやり方なんじゃないのかなと思います。

【伊藤】 ありがとうございました。

では、小松先生、お願いします。

【小松】 最初に、知財の訴訟が少ない、侵害訴訟が少ないということがあるんですけれども、年間 500 件から 600 件の新受件数です。これは国民性等がいろいろあって、なかなかそこが増えないというのは現実なんですけれども、ちょっと発想を変えてもらって、日

本では裁判ちゅうたら、裁判所から訴状が送られるというプロセスなんですよね。僕は詳しくは知らないんですが、アメリカでは、勿論裁判所に訴状は出しますが、原告の弁護士が相手に訴状を届けるんですよ。だから、最初は裁判所はかなり後ろで関与しているという、そんな面に注目すると、弁理士さんらは、よく訴状の代わりに警告書を打たれるでしょう。あれがまさに紛争なんですよ。そこからネゴシエーションが始まったり、あるいは鑑定を依頼されたりとかいろいろあるじゃないですか。知財紛争は決して少なくはないのです。

だから、自分たちは法廷へ出ることだけがこの資格の活かす場所やと思っておられるなら、その発想を変えてほしい。自分たちはもっと知財紛争をやっているんですよ。ここで訴訟戦略も含めたベーシックな訴訟実務の知識を得たことが、あるいは付記をつけたことが活かされるんだよと、これを1つ思っていただきたい。

それから2つ目、幸田先生が先ほどおっしゃった専 属管轄の問題ですが、実は日弁連は、平成24年2月 に、「民事司法改革グランドデザイン | というものを公 表しておりまして、その中の「地域司法の充実と民事 司法との関係」という項で、「知的財産権訴訟の専属管 轄の緩和 現在,東京地裁及び大阪地裁に専属管轄が 認められている特許権等に関する訴えの管轄につい て、地方所在企業・地方在住者の知的財産権に係る司 法アクセス確保の観点から、事件の専門性に配慮しつ つ. 改善策を検討すべきである。」という意見を公表し ています。地裁の判断がごろごろ変わってしまったら いかんので統一しましょういう意味合いもあって CAFC ができたわけですよね。日本もそれにならっ て大阪、東京、それから知財高裁と、こういうふうに 集中しました。そして、この間、たくさんの知財裁判 官が出てきたんです。平成 14 年から 23 年までで約 160人です。これだけもう出ました。知財経験を積ん だ裁判官は今それが全国のいろいろなところにおられ るんです。だから、どこでももう受け皿はあるでしょ う. こういう発想で専属管轄を緩和してはどうです か、という提案です。

だから、幸田先生がおっしゃったことを、弁理士会のほうが影響力が大きいので、一度具体的に検討されると、より現実性のある話になると思います。我々弁護士会も、少なくとも知財をやっておる者は、特に東

京以外の弁護士は、この東京集中主義はいかんという ことはずっと言っていますのでね。

それから3つ目、この能担の付記弁理士の資格の活かし方ということなんですけれども、失礼ですが、私、資格取ったんやけど事件も来ませんわと、よう言いはるじゃないですか。しかし世の中そんな甘いものですか。弁理士の資格を取ったから食えますか。司法試験に通っても会費も高いし弁護士登録もできない。弁護士登録をしてもなかなか食えない、と言う。しかし、資格はお飾りじゃないんですよ。その資格はどこで活かせるかいうことを考えなあかん。侵害訴訟の場面だけと思うのが間違いで、1つは、審決取消訴訟については、戦後の1948年から普通の訴訟代理権が弁理士に与えられていますよね。そこでも、特許庁相手であったり、無効審判の審決取消訴訟であればまさに当事者間で戦うわけですから、そういう場面でこの能担の知識や経験も十分に活かされるわけですね。

それから4つ目に、1つ目とも関係しますが、知財に関する交渉事を先生らはいっぱいなさっている。そういうときに付記弁理士の資格を持つということは、知財紛争における総合的・戦略的な判断ができるということです。これを付与されているということは、全然意味合いが違う。だから、もっともっと活かせる場面はあるし、それを先生方も再認識していただきたい。そういう方々が弁理士さんでもっともっと増えていくということは、我々弁護士とのコラボの場面もいろいろ増えてくるということであって、そういう意味では、10年を迎えて、これからさらに一層この資格が活かされていくべき時代に入ってくるのではないかなというふうには期待しています。

ちょっとごますり過ぎたかな。

【伊藤】 ありがとうございます。

村木先生、お願いします。

【村木】 今,小松先生が言われたことに非常に同感なんですが、まず、今は、警告書を出しまくっておられると言われたけれども、30年前ぐらい前に警告書を送ったら、内容に回答する前に、警告は弁護士法72条違反ですとずいぶん文句を言われました。今は、ばんばん出しても、ほとんどそれに対してちゃんと回答をいただける。それは、さっきおっしゃったように、既に紛争に関与しているわけです。私の事務所でも、そのような場合に必ず付記弁理士の資格を持っている弁理士を加えます。それは、間違いなく意味があって、

警告書を送るような場合,少なくとも裁判になったらどうなるかを考える能力がある人が付いているということで、とても意味があることだと思っています。裁判だけじゃなくて、さっきおっしゃった交渉、警告、仲裁、和解など先まで読めなければしようがないんだから、そのためには、付記弁理士を持っているほうがはるかに有利なので、期待を持って付記弁理士の資格を取るようにするべきなんだと思いますね。

それから, 法改正にしろ, この付記弁理士にしろ, 歴史的に見ると、あれだけ日本の弁理士はエージェン トと言われ、そのために、アトーニー性を持たせるた めにずっとやってきたことなので、アトーニーと言わ れるにふさわしい資格は付記弁理士なんだから、自信 を持つべきだと思いますね。昔、外国に行ったとき に、「あんたはエージェントね」とよく言われたんだけ れども、今は、外国へ行ったときに付記弁理士はア トーニーだと自信をもって言えばいいので、もちろん 法廷に立つには弁護士さんと一緒でなければだめだけ れども、"弁護士さんと一緒にやれます。それからい ろいろな法律的・訴訟法的なことも考えられます。契 約もいろいろなことをやれます。"対外的にはそうい うふうに PR すべきだし、今は、国内プロパーの事件 はあまり多くなくて、外国絡みの事件が多いでしょ う。そういう機会が多くあるわけだから、そこで活躍 するときに、付記弁理士であることはとても意味があ ることだと思います。

例えば、アメリカとか、とにかくアトーニー・アット・ローというのを非常に大事にする国では、少なくとも付記弁理士と聞いて非常に安心する。アトーニーとしての職業モラルは持っているというふうに思うわけですよ。だから、そういう意味で非常に自信を持って頑張っていただきたいと思います。

それから3番目は、やっぱり国際化、要するに、多くの方は国内の事件だけに目をやるけれども、さて、日本の経済は半分以上外国に依存しているでしょう。外国へ出ていくか、外国絡みの仕事をする以外に、多分、今後の弁理士は食っていけない。そのときに外国に行って、日本の訴訟制度はこうなっている、それと比較してその国の訴訟制度はどうなっているか直ぐに見当がつく。これから国際紛争が増えるから、ますます付記弁理士の資格を持っている人は有利になります。

だから、付記弁理士はもうちょっと外国へ出てい

く、英語をやって、外国の方に目を向けて、もう国内 は満杯だから外へ行けというような PR をぜひしても らえればと思います。

以上です。

【伊藤】 ありがとうございます。

牧野先生、お願いいたします。

【牧野】 そうですね、もう皆さんがおっしゃったことに尽きると思いますけれども、この制度の立ち上げから関与させていただいた私としては、この制度がさらに発展して続いていくことを希望しております。

個々の場面でどれほど役に立つかという問題ももち ろんあるわけですけれども、私としては、やはり弁護 士というか、法律家と弁理士さんの対話ができる環境 が少なくとも付記弁理士制度で、その基礎が築かれた のではないかなというふうに思っています。昔の弁理 士さんというのは、本当にこう言っては悪いんですけ れども、わかっている少数の方は別にして、大半の方 はあんまり訴訟に関心がなくて、民法や民訴というの も頭にない方が多かっただろうと思うんです。まして や要件事実の重要性など御存じなかった。いろいろな 活動分野が増えるに従って、そういう基礎の法律知識 がどうしても必要だし、それを学ぶことによっていわ ゆるリーガルマインドを身につけていく。それが底力 になってくるわけですから、そういう実力を蓄える契 機になるという意味でもぜひ若い皆さんも含めて、こ の制度を利用してほしいなと思っております。

【伊藤】 ありがとうございます。

真田先生。お願いします。

【真田】 皆さんが言われたことに尽きるんですが. 少し違う観点から言わせていただきますと、知的創造 サイクルという言葉がありますね。知的創造サイクル には、創造ステージ、保護ステージ、そして活用ス テージがありますが、特定侵害訴訟における共同代理 につきましては、活用ステージに関連していると思い ます。また、知的創造サイクルの各ステージは相互に リンクしていますから、活用ステージは創造ステージ につながって、また保護ステージにつながる。弁理士 は保護ステージつまり権利創設を行うという点で保護 ステージに大きくかかわってきました。付記弁理士制 度を我々が獲得することによって、活用ステージから 保護ステージ、ひいては創造ステージへとフィード バックできるようになると思うのです。つまり、訴訟 や交渉の場において、クレームをこのように表現して

おけばよかったとか、権利をこのようにしておけばも う少し広い権利が取得できたとか、ということが多々 あると思うのですが、このような経験が次に権利を取 得する際に大いに活かされると思うのです。このよう な点で活用ステージから保護ステージへのフィード バックという表現をさせていただきました。

先ほど、村木先生がおっしゃったグローバル化という点に関してですが、政府の知的財産戦略推進計画中に、知財の人材育成というのがありますが、この中で、知財の専門人材の育成以外に、知財マネジメント人材の育成やグローバル化に対応できる人材育成というのがあります。先程のフィードバックということに関連いたしまして、訴訟や交渉での経験が、経営に関連する知財のあり方や、国内だけにとどまらず海外の知財のあり方を考える際にも大いに役に立つのではと思うのです。

これからは、付記弁理士の数が増えていくと思いますが、そういう方々がただ単に紛争にだけかかわるのではなくて、今申しました広い観点からこの付記弁理士制度がうまく利用できるようになればいいと思っています。これは、当初のスタート時と少し趣旨が違っているかもしれませんが、そういう意味では、派生したというか、応用したというか、そういうふうになることによっても、付記弁理士制度の明るい未来が開けていくのかなと思っております。

# 【伊藤】 ありがとうございました。

それでは、私のほうから、まとめも含めながら、 ちょっとお話しさせていただけたらと思うんですが. 付記弁理士を取った先生方は, 先ほど, 村木先生が おっしゃったように、もし秘匿特権等がある場合に は、何のために付記弁理士を取るかというと、自分の ためもさることながら、自分のクライアントのために 活かすための資格だと思うんですね。クライアントさ んから見ると、この人にはどこまでも秘密を話しても いいんだという安心感がある。そうだとすると、その 弁理士が持っている能力をその会社の本当のディープ なところまで情報開示を受けながら、 いろいろなクラ イアントとの情報交換ができて、クライアントが考え ていなかったようなことを専門的な立場からいろいろ アドバイスして、クライアントの発展に寄与できる、 そういうことはすごくプロフェッショナルとしての自 分の満足度というものを上げていくことができるし, クライアントもより発展するというような観点が1つ

あるかと思うんです。そういうふうなことから考える と、この付記を受けることによる意味は、付記を受け たことによるリーガルマインドを持っているという大 前提でのいろいろな活動がより有効に活かせる資格で ありますので、先ほど、村西先生がおっしゃったよう に、みんなに基礎研修を受けていただくほうがいいん じゃないか、みんなが付記を受ければいいんじゃない かと幸田先生のような、そういう感じも開けてくるこ の10年の進展があったのかなと思いますので、今日 のこの会談、皆様方からいろいろなお話をいただけ て、ありがとうございました。

【幸田】 最後にちょっといいですか?

【伊藤】 はい、どうぞ。

【幸田】 今まで付記弁理士と言ったら、受かるためにどのようにすればいいというノウハウしか教えていない。付記弁理士を取ったらどうだというのは、先程小松先生が言われたように、活用できる範囲があるということを弁理士会が教えていない。だから、ただ資格を取ったというだけで、じゃあ、その資格を取ったら、ある意味では、少なくとも最低のリーガルマインドも持てたので、これもやりなさい、あれもできますよと、資格のない人と違ってこれだけ有利ですよ、ということを、誰かが教えなければならないですね。そうだとすると、それを実行するため、研修所や関係の深い弁護士さんなどに付記弁理士のあり方を示す書面を作成してもらい、配布すべきと考えます。今までは付記弁理士の資格を取るためにはどうする、という受験テクニックの指導はあるが、資格取得後の弁理士

は、訴訟だけが付記弁理士の役目ではないということ を徹底して教えるべきだと私は思っています。

【伊藤】 いろいろと皆様方から、私たち弁理士への 提言もいただきましたし、弁理士会への提言もいただ きましたし、法曹界に対する提言もいただきました。 とても有意義な座談会だったかなと思います。

今日はご多忙のところ、皆様方おいでいただきましたことに感謝申し上げますとともに、こういう座談会をやりなさいという研修所並びに研修所で企画した能力担保研修部の担当副所長八木秀人\*先生、同部長の高橋洋平\*先生をはじめとする企画された先生方、そして実行を実現してくれた広報センターの中村雅文\*先生、野崎俊剛\*先生と事務局の皆様にも感謝申し上げまして、この会を締めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 7 —

文中の「\*」は弁理士を示す(ただし弁護士・弁理士を除く)

#### 注

- (1) 座談会中の「能力担保研修」という発言には、付記弁理士に 関する制度全体と研修そのものを示す場合があります。各参 加者は、本名称については両方の意味で発言されています。
- (2) 平成 12 年弁理士法改正により、本会の名称が「弁理士会」 から「日本弁理士会」に改正されました。各参加者は、本会 名称については自由に発言されています。

(原稿受領 2012. 10. 15)

